

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

佐藤誠洋議員

田中敏雄 議長 7番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

7番佐藤誠洋議員。

【7番（佐藤誠洋議員）登壇】

7番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

今日で一般質問も最終日ではありますが、本日のトップバッターをさせていただき、まことに光栄であります。また、先輩議員の方々には、特段のご配慮をいただき、まことにありがとうございました。

さて、市長を初め当局の皆様方には、これまでの質問に対するご答弁同様、前向きで積極的な情報公開を求めるものであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

平成18年度がスタートし、いよいよ新横手市の本当の市政運営、地域振興が問われるところですが、厳しい財政状況の中、なお一層の創意工夫の上に立ち、市民への誘導が必要と思われるので、よろしくご誘導をお願いいたします。

さて、さきの経済情勢報告や秋田市で行われた日銀懇談会で報告がありましたが、全国の景気動向は回復傾向が続く中で、秋田県経済は全国に比べ回復のテンポが緩やかであるとしております。

理由として産業構造の違いや事業所数の減少ペースが早く、人口流出が続き家計の需要増に弾みがついていないことを理由とし、打開策として米を中心とした食品加工業や電子部品、デバイスの新しいビジネスモデルの展開を指摘しております。

高度経済流通社会の中で、依然として中央中心的経済発展は進み、地方経済への波及効果不足が続いていると言わざるを得ない状況となっております。

また、少子高齢化社会が進み、出生率にあっては5年連続で秋田県がワーストワンとなり、人口減少に歯どめがきかない状況となってきております。

雇用情勢は改善傾向にあると言われますが、秋田の若者の10人に1人は失業し、平均失業率4.7%を大きく上回り、全雇用者数の3分の1が非正規雇用となっています。将来の地域社会を担うべき若者が減少し、労働人口はより有利な職場環境や所得を求め流出し、高齢者のみの世帯が増加、温かくにぎや

かで心暖まる家族生活が懐かしい社会となってきました。

当横手市地域は私から言うまでもなく、農業が主たる地域産業としてさまざまな対策や支援のもと、経営改善がなされ発展し、商工業にあっては旧横手市を中心に工場立地や企業誘致などで発展してまいりました。しかし、年々経済状況が厳しさを増し、中でも労働者の所得は減少し、主たる地域産業の農業の米に至ってはピーク時の半分になるところであります。

商工業にあっては同様に、企業の海外シフト化が進み、工場閉鎖や人員削減などどれをとっても明るい材料のない環境となっているのは言うまでもないことであります。

人口10万5,600人、秋田県第2の都市として生まれ、生まれ変わった新横手市はこうした状況を脱却すべくさまざまな施策が組まれ、地域の活性化を招く事業展開を今こそ発揮すべき時期ではないでしょうか。ここ横手は、山もあり川もあり、自然豊かな安らぎのあるどこにでも誇れる地域です。将来を担う若者が住みやすく、生活がしやすい地域環境づくりを図ることが我々の責務であると言えます。

市長は任期中の最重要課題は、農業振興であると発言されております。しかし、本年度の予算状況からは申し上げましたような地域づくりのための新たな事業展開はかなり厳しく、よくおっしゃられる創意工夫だけでは解決できない部分もあると考えますが、どうでしょうか。

人口減少が続き、団塊の世代が退職しつつある中で、ここ横手市に住みたい、働きたいというような地域づくりのための具体的な農林商工業の産業振興策をお示しいただきたいと思っております。

さて、平成15年度の有効求人倍率0.3倍という厳しい経済情勢が続いた折、その打開策として平成15年11月横手市産業戦略ビジョンが策定されました。ビジョンに掲げられた5つのプロジェクトを具現化するために、その推進母体として、平成16年10月市の第三セクター株式会社横手市産業支援センターが設立されました。旧横手市に地域産業を振興し、雇用の創出を目指して設立され、現在さまざまな事業展開を行っているようです。市長が所信説明の中で説明がありましたアスパラガスの残渣の粉末化利活用開発や事業資金のあっせんなどこれからの事業展開に大きく役立つ支援を行っているようであります。

中でも地場農産物、米を活用した発芽玄米「GEN」やパウダーの販売支援事業は第1号支援事業であり、産業支援センター事業の中でもかなりのウエートを占め、地場農産物振興には大きな可能性を持っていると思っております。

しかし、製品製造委託業者先での製造プラントのトラブルが発生し、このため計画どおりに販売ができず、産業支援センターもさることながら、製品製造委託業者が苦しい経営を余儀なくされていると伺っております。以下、この株式会社産業支援センターの業務と関係する業者、団体などのかかわり方について伺ってまいります。

本題に入る前に重要な問題として、認定農業者の認定のあり方について市長の意見をお聞きします。

本日の魁新聞にも大潟村での記事が載っておりましたが、認定農家のあり方は非常に重要であります。国がこれからの農業の担い手確保のため、主に資金を導入する際にこれを補助する制度としての仕組み

であります。安易な認定になっているのではないかと、数の調整ではないかなどの批判がなされております。

今回の製品製造委託業者は認定農家になっており、このため設立の際、多額の制度資金を低利な金利でなされております。当然、事業計画書が作成され、これを受けて県・国の関係機関から事業が了承されます。したがって、事業後は会計監査の対象となります。産業支援センターでは融資補助金など書類作成指導サービス事業を行っており、その責任は重大であると考えますが、いかがでしょうか。

まずは第1に、発芽玄米をつくる際に使われる乾燥機の導入に際して綿密な検討、調査を行ったのが問われます。そもそもこの乾燥機のふぐあいによって十分な攪拌がかけられず、「GEN」が販売低迷に陥ったと伺っております。また、この機械を導入した島根県の食品加工業者は産業支援センター設立当初時の役員の1人であったようですが、この機械導入のいきさつを伺います。

次に、平成17年度経営状況報告書について伺います。平成18年3月31日現在の貸借対照表の中で、約4,000万円の買掛金が発生しております。この中身について、さらには現時点での状況についてお聞かせください。また、2月には2,000万の長期借入金を行い、販売強化と2名の職員解雇による経費削減を行っているようですが、その具体的な内容についてご報告願いたいと思います。

発芽玄米は健康食品ブームに乗り、さまざまな会社が開発・販売されましたが、健康食品ブームが下火になってきている現在、発芽玄米から撤退している業者もあると聞きます。そのような中で飲食産業に精通している企業と営業委託先契約を結び販路拡大を行うとしておりますが、どのような拡大を予定しておられるのでしょうか。

平成18年度の経営計画書の中で、発芽玄米事業として72トン、3,816万円、発芽玄米パウダー事業として18トン、1,152万円、アスパラガス機能性食品事業として1トン、3,200万円の売り上げを見込んでおりますが、具体的な根拠を示してください。仮にこの計画どおりに販売が行われなかったときは市が新たな借入金を許すのか、補助金を増額するのか、あるいは事業の見直しをも視野に入れて対応するのか伺います。

平成18年度に第三セクター株式会社産業支援センターは市より2,800万円の補助金と市からの出向者2名、身分は退職派遣ですが、かなりの支援を受けながら運営しております。市としても経営の一端を担い、産業振興ビジョンに沿った計画推進のため支援しているはずですが、その対費用効果について伺いたいと思います。さらには、市長のこれからの第三セクターに対する考え方並びに補助金全般に対するお考えをお聞かせください。

さきの質問の答弁では、337件、7億8,500万円の補助金があるようですが、このような三セクに対する補助金は聖域なのでしょうか。お伺いいたします。

次に、4月より本格的に動き始めたマーケティング推進課の業務関係についてお伺いいたします。

市長が公約として掲げ、設置しましたマーケティング推進課業務についてはさきの議会や施政方針でも述べられておりますが、戦略的な販路拡大やブランド品研究開発など我々農家や商工業者にとって大

変大事であり、平成19年度から始まります経営安定対策、品目横断的安定対策などの必要不可欠な施策であると感じます。しかし、予算状況が逼迫している中で、課長以下4名の職員を配置し、事業展開を行っている内容にどうしても気にかかる部分があります。それは、事業内容などが先に質問いたしました株式会社産業支援センターと似通った事業展開ではないのかと感じるからであります。ブランド特産品開発や販路拡大対策など産業支援センター事業でも十分可能な部分があると感じます。産業支援センターには退職したとはいえ出向的職員が2名おります。同様の事業展開を行っているのですからマーケティング推進課業務を産業支援センターと連結して取り組む手法や思い切ってマーケティング推進業務を委託するなど現在の厳しい財政状況の中では考えていくべきではないでしょうか。

産業支援センターの筆頭株主は市であり、市が運営している状況の中でそのような1つ1つの積み重ねが大事なことではないでしょうか。職員の人件費を考えますと、莫大な削減と考えます。もちろん財政節減ばかりを考慮し、事業内容は任せきりではありません。産業支援センターの取締役の中には石川助役もおり、また新たに阿部産業経済部長もおられます。十分な施策反映は可能であると考えますが、いかがでしょうか。

前の一般質問の際にも申し上げましたが、マーケティングにはスピードが要求され、何よりも大事なことであります。いち早く情報をキャッチし、どこよりも早く対応することが、果たして行政にできるのでしょうか。産・学・官の連携などや庁舎内の横断的な取り組みも必要であると思います。また、先行して合併している農協との連携も欠かせません。現在、どのようにマーケティング推進課は業務を進めておられるのでしょうか。一般的に行政は個人の仕事の到達度を数値化するのは困難と言われておりますが、このマーケティング推進室に関しては、具体的な数値目標が可能なのではないのでしょうか。

市長公約の設置であり、農業に特化したものであると説明されておられますが、市長公約の設置目的は消費者に求められている農産物があるいはその加工品や副産物が安定的に販売され、最終的に農家の経済が潤うことにあると思います。市長の任期中、4年後には農家の皆さんの懐がこれだけ潤う、そのために抜擢した職員に具体的な数値目標を立てさせているとすれば市長公約の何たるかが具体的に示されるのではないのでしょうか。農家は成果を知りたいし、期待もしております。私は目的には具体的な数値目標が重要であり、その数値の裏づけが必要であると思います。所見を伺います。

終わりに合併効果はすぐにはあらわれません。5年先、10年先とも言われます。現在の横手市の財政状況は当初の予測よりかなり厳しいものとなりました。そのような中で市民に協力や理解、我慢をお願いしております。また、市長、助役、教育長並びに区長の報酬を引き下げ、職員の手当も削減しました。このようなお互いの痛みの中で、思い切った経費削減が必要であり、また同時に先を見越した投資も必要であります。市長はリーダーとして4年後の横手市の姿を示す任があります。我慢の先にどんな夢があるのか、今の投資がどのように生かされるのか、それを示すのが初代の横手市長として大変大きな役割であろうと思います。所見を伺います。

以上、お考えをお聞きし、私の質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 都合10点ほどのお尋ねがございましたけれども、1点ずつお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

まず1点目に、総体の話としてお伺いいたしました。当地域の若者が住みやすい産業振興策についてのお尋ねがございました。何遍も申し上げますけれども有効求人倍率0.5台を低迷している当地域、この数字の中には、これも何遍も申し上げますけれども、既に職を求めることを一時あきらめた中高年の方はもとより、若い方、ニートと呼ぶのが適当かどうかは別といたしましてもそういう方がたくさんおられるわけで、実質的な有効求人倍率というのはそれを相当下回るものではないかと思った次第でございます。

このようなことが今議会、非常に議論になっております国保税等々、さまざまな部分にマイナスの影響が出ているのは論をまたないわけでありまして、これの振興、雇用確保をどうするか、翻って産業振興をどうするかが最大の課題だという認識については議員の皆様と共有するものだなというふうに思うわけでありまして。このために、何といたしても議員ご指摘あったとおり、地域の最大の資産は優良な農地環境であります。これを生かさない手はないわけでありまして、私は第1に農業と申し上げたわけでありまして。もちろん並行して工業団地に適するロケーションもありますので、産業集積も一部ありますので、これをねらうわけでありまして、そしてそういう農と工の連携があって、初めて商の振興につながるというのが私の描いている産業振興策でございます。

したがって、今般ご質問ありますとおり、まず農業振興をすることによって大きなこの地域の経済が、雇用がうまく動く仕掛けをしなければいけないというのが私の認識であります。

2点目に具体的な話といたしまして、発芽玄米の販売促進にかかわる部分の質問がずっとあったわけでありまして、その中の認定農業者のあり方についてのお尋ねがございました。これについて具体的に議員は、発芽玄米を生産する会社が認定農業者に認定されていることについてのお尋ねであったわけでありまして、これについてはこの業者さんから、旧横手市の時代でありますけれども、認定申請がなされまして、その計画を是として県と農業団体で構成しております審査会が認定したわけでございますので、認定に大きな問題はないと思った次第でございます。これが2点目でございます。

3点目に、発芽玄米の製造に重要な部分となっております乾燥機でございますが、これのふぐあいが確かにございました。この導入のいきさつからこれについての説明をということでございました。

日本キレートという会社がございまして。この会社から購入をしたわけでありまして、株式会社横手産業支援センターの設立当初の非常勤の取締役でございました宮原正典氏という方がおられますが、この方が日本キレート株式会社が発芽玄米事業において会社が求めている性能を有する乾燥機を製造する力があるということを確認をいたしまして、導入することを決定したということでございまして。導入決定に当たりましては、平成16年8月に、産業支援センター関係者が日本キレートの会社がございまして島根

県安来市まで出向きまして、日本キレートの代表取締役を含む関係者と協議を行いまして乾燥機の性能等についての詳細な打ち合わせを行っておるところでございます。

ところが納入されまして、納入されました4トンの発芽玄米の乾燥をする機械でございますが、これが要求水準どおりの乾燥をする機能がないということが判明したわけでございます。そのため日本アイリッド、いわゆる製造を担っている会社でございますが、平成17年4月に日本キレート株式会社の納入した乾燥機が契約に反していることを理由に契約を解除したわけでございます。こういう経緯がありまして、この発芽玄米事業の当初のスタートがつかずいたということは率直に認めるところでございます。

4番目に平成18年3月の決算におきまして、買掛金が大変増えておるところでのお尋ねがございました。この買掛金の中身でございますが、発芽玄米「GEN」の在庫相当分でございます。発芽玄米につきましては、生産者との間におきまして原料の供給や製品の引き取りにつきまして契約を交わしておるわけでありまして、株式会社横手産業支援センターはあらかじめ定められた割合の発芽玄米を農協から仕入れて販売することになっておりました。平成17年度におけます発芽玄米の生産量は87トンでありましたが、実際に売れた中身は農協と産業支援センターを合わせまして約11トンにすぎなかったわけでありまして。その結果といたしまして、横手産業支援センターは、いわゆる売れ残りしました76トンの在庫のうち59トンを産業支援センターの販売責任分としてJAから仕入れ、在庫として計上したものであります。

なお、この決算の中で2,000万の借り入れをいたしております。これにつきましては、発芽玄米の販売促進に使う経費として借り入れをいたしたものであります。販売促進ということはいろいろなやり方があるわけでありまして、広告宣伝に回す部分もあるわけでありまして、自主的に値引きをいたしまして安く納めることによって販売促進をする、こういうやり方もあるわけでありまして、その安く販売する部分に充当する経費として考えて借り入れをしたものであります。これはJAとの話し合いの中で、安売りは適当でないということで現在この借入金の多くの部分はその部分については使われなくて、預貯金の中で仕分けをしているということでございます。

なお、平成18年3月決算時点で雇用しております職員2人を解雇いたしております。これについては平成17年度決算におきまして大きな赤字を計上したこと、それから18年度に経営改善をすべくそのための人件費を含むもろもろのコストを縮減するために、やむなく2人の職員を退職をお願いしたというふうに聞いておるところでございます。

5番目に、平成18年度の発芽玄米の販売見通しについてでございます。これについては「GEN」というブランドで現在農協と一緒に売っているわけでありまして、先行するメーカーとどうしても価格競争を一部せざるを得ないところがございます。そういたしますと、「GEN」というブランドのままで安売り競争に参画いたしますと、どうしてもブランドイメージあるいは農協の販売戦略に響くということがございます。そういうことで、ひとつ別のブランドをつくって取り組もうということで大手のシェアを奪いたいということでの販売戦略を平成18年度から考えておるところでございます。それも含めま

して、具体的に今まで営業活動をしてまいりましたさまざまな潜在顧客を顕在顧客化できるという見通しが立ちましたので、今期は計画書にあるとおりに運営できるものと思っている次第でございます。

もちろんそれとあわせて市が行おうとするさまざまな業務の委託等々によりましても仕事ができるものだというふうに思っている次第でございます。

6番目に、産業支援センターに投入する経費は費用対効果という観点で、それは適当だと思うかどうかとこういうことでございましたが、これにつきましては2,000万の補助金を過去3年間、18年度も含めて支出しております。この内訳は1,200万ほどが2人を退職させて派遣した職員の人件費でございます。残りがさまざまな販売促進にかかわる経費に充てていただいたわけでありまして。この2人の職員の人件費を除けばおよそ800万の補助金なわけでございますので、私は産業支援センターの抱える方向性、展望ビジョン、あるいは持っている背景を考えれば、費用対効果は今の段階ではまだまだ高いものだと、もっと高まるのではないかというふうに思っているところでございますので、この後とも支援をしながら、関係を深めながら頑張ってもらいたいと思っている次第でございます。

7番目に、三セクあるいは補助金全般についての考え方を述べよということございました。こういふのは聖域なのかというふうなご指摘でございました。これについても議員ご指摘のとおり、今の大変行き詰まっております地方財政を考えますと、あらゆる面において聖域はないものと考えてのが普通だと思います。私もそのように思っております。ただ、相当留意しなければならないのは、この地域、我々の地域はこれからの国の財政再建あるいは地方と国の関係の見直しの中で、どのような展開になるかわかりませんが、伝えられる話では、残念ながら大都市圏の自治体と同じように完全に自立する状態には至らないだろうと思った次第でございます。経済的な基盤も含めて脆弱であります。高齢化も並みでない進捗をしているわけでございます。社会的なインフラもまだまだであります。そういう面を考えますと、この地域、ほかの自治体と比べまして、やはり社会的弱者、自立しがたい方々を含めて、産業も含めてであります。相当多いと思わなければいけない。そういう意味では聖域とは呼ばないまでも、そういう部分に対する留意は避けて通れないだろうと思います。そういう意味で、厳しく削る部分とある程度そこに配慮しなければならない部分とやはり混在するのはやむを得ないのかなと、一刀両断ではいかないだろうというふうに思っている次第でございます。そういう観点で三セクも補助金全般も見直していくべきだというふうに思った次第でございます。

8番目に、この4月からスタートいたしましたマーケティング推進課との連携連動の話についてであります。マーケティング推進課は既にご答弁申し上げておりますけれども、農業の振興についての絞った支援をしていくセクションでございます。行政がみずから単独で行おうとするものでございます。それは、確かに議員ご指摘のように、スピードが要求されるマーケティング活動を行政の人間ができるかどうかという疑問は至極当然だと思います。しかし、私は、この部分は私の選挙公約であると同時に、この地域が最も力を入れなければならない先導的な部分だと思ひまして、これはほかのセクターにお願いする筋のものではない。議員は産業支援センターもその受け皿になるのではないかというご指

摘でございましたが、現時点での産業支援センターの持っている機能からいたしますと、それはやや荷が重いのかなと、相当関連する部分はございます。しかし現時点では相当荷が重いと思っております。

将来のことはここで論ずることはできないと思いますが、現時点ではマーケティング推進課、現在でも産業支援センターと連携を部分的にしているわけでございますので、この連携はもっと深める必要は確かにあるだろうと思います。その中でおのずと産業支援センターの経営が軌道に乗るにつれまして、取れんされていく部分はあるだろうと思うわけでございます。いましばらくはいい勉強をさせていただきたいと思っております。

9番目に、マーケティング推進課の活動目標、具体的に挙げるべきではないかというお尋ねでございました。これは全くそうだと思っております。この1月から準備室をつくって動いてまいりました。その段階から東北一円、関東にかけてマーケティング・コンサルティング活動をしているアドバイスをいただきまして、相当綿密なプランづくりをいたしております。この中で、数値目標も含めて具体的な目標というものは立てなければいけないというふうに思っている次第でございますので、いま少し時間をいただきながらつくってまいりたいと思っております。

最後に、この地域の4年先の姿を示すべきではないかというようなお話がございました。この項の質問でございますので、基本的には産業の支援その行く末というようなことであろうかと思っております。具体的にどういう姿が描けるか、例えば一番いいのは有効求人倍率何ぼにするだとか、雇用者数をこれだけ増やしますとかいうのが描ければ一番いいのかなと思っております。ただ、現時点での我々の計画の進みぐあいからして、あるいは総合計画を今策定する準備に入って動いているわけでございます、この10月までにはある程度案ができるわけでありますが、それとの整合性も図りながら、この4年後の姿、総合計画10年後の姿であります。これを考えていかなければならない、思っている次第でございます。より具体的な姿を描けるように頑張ってみようと思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 7番佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 積極的な情報開示ありがとうございました。

その中で、やはり機械導入に際してのトラブルがあったということ積極的に情報を開示されて、その後の今の状況なり、それはまだご報告なされていないわけですが、この部分につきましては今後やはりきちっとどのように進めておられるのか、あるいは報告にもありましたとおり、訴訟問題も起きているとも伺っております。その点についてきちっと市の責任を明確にすべきだと思いますので、今後その点をよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、こういうことは三セクに対して情報開示というのは積極的にすべきだと思います。コンプラの面からも不祥事を未然に防ぐために必要である。市民のだれもが目に見えるような場所に、地域局の窓口ですとか、あるいは公民館なり図書館なりにそういった情報公開紙、いわゆるディスクロズですが、ディスクロズ紙を置くべきではないのかなと思っております。その2点について伺います。

もう1つは、市民は成果を求めていると思います。成果は何かということ求めていると思います。今回のマーケティング推進室に限らず、行政というのはとかく予算をつくって、その予算の執行に対して一生懸命頑張るわけですが、その先の成果についてはどうなのかということに対して、まだまだ足りないのではないかと感じております。このマーケティング推進課に関しては、先ほども質問いたしましたけれども、具体的な数値目標が可能ではないかと思うわけです。そうすることがやはり具体的には農家に対して夢を与え、それで成果を論ずることができるわけです。そのための経費がこれだけかかりますよという具体的な説明にもなると思います。ですから、この市長公約のこの課に関してはそのような新たな取り組みをなされた方がよろしいのではないかと思います。さらには、やはり市長、先ほど将来のことはまだこれから論ずるということではありましたけれども、やはり今指定管理者制度ですとか、市場化テストですとか、民でできることは民で行うという方向づけになっているわけですから、積極的にこういったマーケティング推進課なり産業支援センターの成果は何かということきちっと述べるべきではないかと思っておりますけれども、その3点ほどについてよろしく願います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 乾燥機導入をめぐるトラブルについては、今議員ご指摘のとおり、これによりまして一番の被害を受けたのは発芽玄米製造業者であります。この会社が原告となって先ほど申し上げました日本キレート、ふぐあいのあった発芽玄米製造装置を納めた業者に対して訴訟を起こしております。今月末には第1回目の公判が開かれるというふうなことを聞いております。市といたしましてもこれにかかわる部分があるわけでありまして、裁判の直接的な支援はできないわけでありまして、間接的にかかわる部分が相当あるし、部分的に市が立てかえている部分もあります。産業支援センターが日本キレートの設備を設置するときに、地元のさまざまな業者さんが設置するために、いろいろな大工仕事、基礎工事も含めてやったわけでありまして、その代金が日本キレート側から業者さんに支払われていないということで地元業者さんが大変困っているということで、産業支援センターがかかって地元の業者さんにお払いしているのがございます。そういうことで、これは産業支援センターとしては万やむを得ず立てかえて終わらしたということでありまして、日本キレートに対して損害賠償を要求しているというふうなことでございます。この裁判を進める中であるいは支援する中でトラブルが発生したことによる被害というものを最大限復旧してまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、第三セクターの情報開示についてでありますけれども、第三セクターもさまざま性格があるわけでありまして、営業をしている第三セクター、いわゆるビジネスをしている、当然そこには競争相手がおるわけでございますので、その競争の中で不利になる情報というのはないわけではない、そういう部分については、なかなか難しいところもあるかと思いますが、それ以外についてはやはりまず議会の皆様にお知らせしなければならないだろうし、その多くは産業経済部の所管でございますので、議会あるいは委員会の皆様にも極力まずお知らせすることが大事だろうと。議員ご指摘のようなさまざまな市の窓口等々への公開についてはどこまでどういう形がいいのかというのはこれは相当研究しなければ

いけないので、その研究する中でももちろんできるだけ公開をいたしたいと思った次第でございます。

3番目に、目標をしっかり立てて行政もこれから運営をすべきだと、成果主義という言い方を議員はしておりませんでした。お聞きするところ成果主義に立った視点で仕事をすべきだということでございました。基本的にはそのとおりだと思っておるところでございます。すべての組織、役所の中の課でも目標を持ちながら仕事をしようということで動き出しているところでございます。

マーケティング推進課においても目標管理シートを作成して取り組むように今現在進めているところでございます。先ほどこの資料を見ないで申し上げなかったところでありまして、例えばマーケティング推進課で特産品を選定するに当たっては、18年度独自の調査をいたしましたけれども、これをきっちり各地域局にある程度そういう特産品として位置づけていこうというふうなこと、あるいは既存商品のマーケティング活動におきましては、売り上げの向上につながるような活動をしようということで今計画をつくっております。数値目標まではまだ至っておりませんが、確かに数値の目標がどういう形か別にいたしましても、ないとはやはり職員の励みあるいは生産にかかわる方々の励みにつながらないのかなと思っておるところでございますので、その辺はもうちょっと突っ込んだ目標管理をしたいなと思ったところでございます。

ご指摘のとおり民でできることは民でということに基本的になるわけでございます。その辺も十分頭に入れながら、これからのマーケティング活動等々もしっかり進めてまいりたいと申したい次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 佐藤議員。

7番（佐藤誠洋議員） 市長の方から産業支援センター設立当初の役員の名前が具体的に出されましたので、こちらを申し上げますけれども、この宮原氏は設立当初になぜこの方が産業支援センターの役員となられたのか、結果的にこの方の紹介した機械がだめであったということでありまして、この三セクの産業支援センターの責任は非常に大きいと思います。さらには市の責任が非常に大きい。平成17年11月に設立してわずか1カ月ほどで解任となっておりますけれども、この方がそもそも機械を導入したことによって、この「GEN」の販売がスムーズに行われなかったということでありまして、この点に関してどのように感じて今後対応されるのか、まずお聞きします。

次に、4,000万の買掛金についてでありますけれども、これは販売できるということでありました。先ほどご答弁の中で、現在の状況は3,000万からどのくらい減っておるのかというのがございましたけれども、これ今現在どうなっているのか。さらには、相手方の農協にとりましては、大きな債権でございます。これにつきましては、産業支援センターとしてはどのようにこの債権を処理していくのか、さらには責任者である市としてはどのように立ち向かっていくのか、その2点についてお聞きします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 1点目の発芽玄米事業を始めた当時のこの宮原氏、取締役についてでありますけれども、まずこの宮原氏という方がどういう方が少し申し上げなければいけないのかなと思いますが、旧横手市におきましてこの宮原氏は当時、社会経済生産性本部認定コンサルタントという、私は一流だと思います、一流のコンサルタント資格を持っていた方です、その方に対しまして平成15年11月に策定いたしました産業戦略ビジョンを実現するために、より具体的な事業を検討するためにコンサルティング業務というものをお願いしたわけでありまして、その後、平成16年10月に産業支援センターの設立に当たりまして非常勤取締役として就任していただいて、事業の実現にご協力してもらってきたということでございます。

なお、この日本キレートという乾燥機のメーカーは平成16年4月の発芽玄米事業の実施に当たりまして、乾燥機製造事業者として宮原氏より紹介されたところでございます。この宮原氏につきましては、さまざまな団体のコンサルタントとして所属されておりますけれども、主に西日本で活躍されている方でありまして、社団法人中国地域ニュービジネス協議会のマーケティングアドバイザー、雇用・能力開発機構の専任アドバイザー、中小企業基盤整備機構のベンチャー総合支援センターのアドバイザー、あるいは知的クラスター京阪名、関西であります、事業化推進コーディネーターを務めておられ、また立命館大学の経営学部の非常勤講師を務められたとともに、日本能率協会から出版されました図書もあるなど著作も多くある方というふうにご伺っておったところでございます。そういうふうな経歴のある方、そして実績のある方、我々の産業戦略ビジョンの推進に当たって十分な力を発揮できる方というふうな判断がございまして、私どもの三セクの取締役をお願いしたという経緯がございまして。

ただ、そこまでの話は全く信頼に足る話でありましたけれども、その結果としてこの方が推薦した日本キレートの乾燥機が使い物にならなくなったということはそのとおりでございまして、そこには宮原氏の責任も大変大きい、そして宮原氏の紹介に従って日本キレート製の製品を決めた当事者、いろいろいるわけでありまして、産業支援センターだけでなく、製造業者も含めてでありますけれども、そこでの判断の誤り、甘さがあったのかなと思っている次第でございまして。

市として直接、その選定経過にかかわったわけではないわけでありまして、一株主でございます市が承認をした三セクでなされた事業でありますので、市はそれなりの責任はあるであろうと思っております。しっかりそのことを踏まえて、これからの産業支援センターの経営再建に努力をし、こうむった被害、裁判で補てんすべく努力しているわけでありまして、その支援をしていかなければならないとこのように思っている次第でございまして。

なお、買掛金等々につきましては担当の方から具体的に答えさせます。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 買掛金のご質問がありました。現在どのくらい減っているのかということですが、産業支援センターで販売している現在の量的には月1トンに満たない状況であります。かなり熱心に売り込みしているところですが、苦戦しているという状況であります。

今後につきましては、先ほど市長の答弁にありましたように、「あねっちゃ」という独自ブランドをつくりまして売り込みしていきたい。4月末より30グラムの小袋入りもつくりました。米2合に対してこの小袋1つ入れ、手軽に利用できるということで300グラム入りをつくっております。今度秋からはさらに1キロパックもつくってみたいということで、センターの方で検討しております。

さらにこれまでなかなか販売に苦労しておりましたけれども、地道な営業活動がだんだんこう実を結んできつつあるようでございます。この「あねっちゃ」、独自ブランドを前面にこれから首都圏の方にも大いにこう販路の開拓を図っていきたいということで、支援センターの方でもいろいろ取り組んでいるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれこの買掛については処理しなければならないということで現在支援センターの方で検討しているところでありまふ。例えば、一時借入れの方法もあるかと思ひております。

佐藤 功 議員

田中敏雄 議長 3番佐藤功議員に発言を許可いたします。

3番佐藤功議員。

【3番（佐藤功議員）登壇】

3番（佐藤功議員） 一般質問も最終日となりました。12月議会そして3月議会、今回とたくさんの議員の方々が質問をされましたが、私は皆さんのように高度な格式の高い一般質問ができないわけでありまして、お恥かしいのですが、お聞き苦しい点がありましたらご容赦をお願ひしたい、こういうふうになります。

私の一般質問は、ほとんどが市長の政策にかかわる部分でありますので、参与の皆さん方は質問に対してお答えをいただかなくても結構です。ひとつゆっくりと聞いていただきたい、こういうふうになります。ただ、私が一般質問の通告してから今日で1週間ちょうどになります。人は日に日に考え方も変わります。したがって、通告した内容と大分違ってきている部分もあるかもしれません。そういうようなことで、市長がもし職員の書かれた答弁をそのまま読んだとすれば、質問と大分食い違ふ部分が出てくるかもしれませんので、ひとつよくご理解の上に簡単な答弁をお願ひしたい、こういうふうになります。

それでは、通告に従ひまして米の数量配分の仕方についてお尋ねをいたします。

市長は所信説明で減農薬、減化学肥料による栽培技術を確立し、横手市の特別栽培米の拡大と産地化につなげてまいりますと農政の部分で所信を述べられておりますので、この点についての提案をしながら市長のお考えをお尋ねするものであります。

最初に結論から申し上げておいた方が皆さんお聞きやすいと思ひますので、結論をお話ししますと、今後の米の数量調整要領から質問のポイントは次の3点であります。

この米の数量調整要領には、1つは市長の判断によってじかまき栽培は5%から20%までの減反は認

めていい、こういうふうになっています。そして2つ目には減農薬、減肥料、これもやはり5%から20%までの減反は認めてもいい、3つ目には有機栽培もこれまた5%から20%の減反を認めていいというものである。1つ1つはできるのだけれども、この3つを合わせた減反というのはできませんよということになっておるわけであります。

そこで、いろいろ考えてみました。減農薬、減化学肥料ではなく、私が提案したいのは減農薬、無肥料にしたらという提案であります。

それでは具体的にお話ししますが、今の日本の政治の中で、一番難しいのが農業政策だと言われております。原因の1つには、主食である米が少し足りなかったとき、昭和38年から40年ごろだったと思いますが、このころに食管法を撤廃しておれば、今のような状態にはならなかっただろう。ところが今まで食管法を持ち続けてしまった。そこに大きな問題が潜んでおったのではないかという反省であります。このころ撤廃しておれば農家自身がみずから売れるだけの米を生産する、そういう選択の仕方もあっただろうというふうに思われますが、食糧がいつまでも足りないと思っておった国は、八郎潟を開田してみたり、最近では、諫早湾を埋め立てたり、まさに無能ぶりがうかがえます。

またこの間農家も開田に次ぐ開田ということで増産を続けてしまった。いま一つには農業に対する補助金のばらまきとも言われております。すべての農家の生産した米に一律にと考えた政府の施策の誤りであり、政策が見つからないまま迷走に次ぐ迷走であったと言われております。

先日、産業建設常任委員会で新横手市の農業視察を行いました。もちろん産業建設ですので、建設部門も併せて行ったわけですが、その中で特筆すべきはハウスによるシイタケ栽培の団地や夏はホウレンソウ、冬はキノコといった組み合わせの栽培、花や食用菊などすばらしい農業経営を見せていただき、農業者の1人としてとても元気をもたらしたような気がいたしました。このほかに減反を活用して枝豆の栽培やアスパラ、スイカ、キュウリなど稲作プラス野菜や、ハウス栽培などで稲作よりもはるかに高い収益を上げている農家もたくさんあることも知りましたし、大変このことは喜ばしいことだというふうに思います。このほかに特殊野菜の栽培を加えて、生産から加工、販売まで行うことで農業にこそ未来があると主張される五十嵐市長にはなお一層の努力を期待いたしたいと思っております。

しかし、9,893人の横手市の稲作農家の中で、認定農家はわずかに1,216人です。わずか12.2%であります。88%の稲作農家は2種兼業であったり、あるいは3種兼業であったり、農家収入の95%以上を他産業に頼らざるを得ないのも現実であります。

一方、減反は依然として市全体耕作面積の30%を超えており、1万5,660ヘクタールの水田のうちに4,798ヘクタールの減反を余儀なくされており、全面積に2年間稲を作付けすると3年目の1年間は全部の農地を休耕しなければならない厳しい経営を余儀なくされている稲作農家の現実があるのも皆様ご案内のとおりであります。

加えて、昭和46年減反が始まったときから、米価は据え置かれたまま農業で収入を上げることのできない人は他産業にシフトをせざるを得ない状況でした。結果、中山間地では、荒れ放題の放置休耕田も

あられ始めたわけでは。

また農家も割り当てられた減反さえ消化すれば、稲作の増収は農家の勝手だというふうに思い込み、そしてまた行政もこれを追認してきたような節があります。15%減反すれば、残りの85%の農地で1割を増収しようとし、30%の減反があれば残りの70%の農地、2割ないし3割を増収しようとする農家、収入を減らしたくない農家の現実であります。なぜこのようなことができるのかといえますと、稲作というのは、皆さんご案内のとおり、60キロで6俵から12俵までという収量に幅がある作物だからであります。稲の葉の色を見て肥料をやる、草丈や葉の枚数を数えて施肥をする技術を農家が持っております。余っている米が減っていかない原因の1つがここにあるわけです。しかし、こういうことができたのも今まで米価が少し安かったけれども、国や県が一律に補助金を出して米価を安定させてきたそういうことだからこういうことができたのであります。また、農業団体もそれを求めてきました。

一方、最近の消費者の考え方がここにきて一変いたしております。最近の消費者は安全で安心できる米をつくらないと米が売れなくなる、そういう時代が目の前に来ていることを農家も行政もここで知っておかなければなりません。やがて来るであろう食糧危機に備え、農地をいかに保全するか、そして減反をいかに実施して米の需給バランスをとるのか、消費者の求める米をつくり、いかにして稲作農家の経営の安定を図るのか、今後この3点がかぎになります。要するに、横手市の水田から30.32%の減反をした、それだけの収量しか生産しないことが大事なんです。減反したくてもできないで困っている農家もあります。当然田んぼは横手川水系で話をすれば、山内から横手を通って角間川まで扇状地になって段々になっております。隣の田んぼに稲を植えるために水を入れる、私は次の田んぼで減反をしなくてもそこには水が入ってなかなか減反したくても減反ができないでいるそういう農家もあります。

減反したくてもこういうわけで減反ができないで困っている農家もあり、仮に全部の水田に稲を作付けして30.32%の減収の栽培方法を考えてみれば、もしあるとすれば農地は守られ米の需給バランスが保たれます。後は30.32%の減反相当分の生産した米をある程度高値に安定されれば問題は解決するわけです。なぜ今こんな質問かといえますと、これを実行するには市長の決断と行動が必要だということがわかりました。そして、もしできれば20年度から横手市の農業施策に生かしていただければ幸いです。

以上のことを踏まえ、冒頭でお話しした3つの質問のポイントを再度繰り返すことにはなりますが、市長の判断によってじかまき、減農薬、減肥料、有機肥料、それぞれが1つ1つは減反は認められている、これを1つ1つの減反をポイントを加算して認める方法がないだろうか。私は市の配分面積が30.32%、横手市の農政課による減反を設定する場合の反収は573キロの設定であると言っています。したがって1反歩から400キロしか収穫できないという方法を考えれば400キロしか収穫がないのだから、この3つを加算して全部の田んぼにじかまき栽培で植えさせたらどうかというものであります。

今年度から米の数量調整実施要領が一部変更になりました。どう変わったかといえますと、市町村長が配分基準反収の設定に当たって、通常栽培に比べ減収を伴う有機栽培やじかまき栽培等実施する農業者

に対し配慮する必要があると判断する場合は、市長は第三者機関による助言のもとに通常栽培よりも低い配分をすることができるということでもあります。ただここで組み合わせ栽培を実行する場合にはと、次の1文が加わりました。

3つを組み合わせ栽培をするときは、通常栽培の配分基準を別途設定し直しなさいという一文が加わったわけです。これはどういうことかといいますと、ポイント加算を3つを組み合わせた組み合わせ栽培をした場合に30.32%の減収にはならないだろうから認められない、こういうものであります。なぜかといいますと、農水省が予定した数量よりも増収するので、その増収分を普通の農家に加算して配分を直しなさい、こういうものであります。こんなことを農水省にやらせておいていいのかなと、憤りさえ感ずるわけですので、このところをひとつ県と協議の上に、できれば19年から、遅くとも20年度からは3つを組み合わせた減反が認めてもらえるような行動を起こしていただき、ポイント加算ができるような努力をしてほしいと市長に要請するわけです。なぜこの一文が加わったかと原因を探ってみました。

原因は減農薬、減肥料にありました。化学肥料を5割減らしても減肥料、6割減らしても減肥料、7割減らしても減肥料なわけです。したがって、減らした肥料の量によって収量がまちまちである。農水省の役人がこの制度を取り入れて過去2年間、実施したけれども思った以上に生産量があったためと言われております。消費者のニーズにこたえるためにこの制度を考えたところまでよかったのですが、予想以上に収量が上がったため、ここで制度をいまま少し工夫すればよかったものを、単純に役所得意の数合わせに走ってしまった、したがって思った以上に余計に上がった分は一般の栽培農家に加算してしまえという単純な発想であります。

また、今回いろいろと東北農政局の食糧部計画課との文書での私とのやりとりの中で、1つ見つかったことがございます。これは私の質問に対してのファクスですが、組み合わせ栽培をする場合には、各自治体で実証試験を実施して30.32%の減収したことが確認できればこれが可能だという答弁が返ってまいりました。ただ、実証試験というのは膨大な時間と手間がかかります。そこで、この3つを加算し、間違いなく30.32%の減収する方法を改めて考えてみました。減肥料でやれば肥料の減らすかげんによって収量がまちまちだ、それで問題だといいます。この点、減農薬・無肥料にしてはというものであります。この場合に、市が実証試験しなくてももしかするとこのデータが使えるのではないかなという栽培試験データが秋田県農事試験場の栽培結果であります。じかまき、無肥料、減農薬の栽培試験結果によると、反収が普通栽培の16年度の試験で53%、309キロの収穫があったという結果が出ております。そうすると生産農家は30%の減反、残りの70%を生産する。しかし53%ではどうしても率が合わない、そこで有機を1反歩当たり800キロぐらい、これはあくまでも私の想定ですけれども、800キロぐらいの有機堆肥を入れることによって農家の不足分の17%は調整できるのではないかと、こういうものであります。

したがって、農家が無肥料をきちんと守る限り収量は30.32%の減反したのと同じような結果になることがわかりました。こういう試験データがある限り市長がこの制度に踏み切る根拠としてもいいので

はないかと私は思います。

そこで、市長に国や県に理解していただけるようにひとつ働きかけをしてほしい。もしできればこのポイント加算、大変私はいい結果が生まれるだろうというふうに思っております。ただ、市長にしても国や県という相手があることですので、どんなに頑張っても国や県が認めないということも考えておかなければなりません。そのようなときは、早速19年度横手市の予算でこれら3つを組み合わせた栽培実証試験の事業化をお願いしたい。東北農政局の食糧部計画課が出した一問一答形式の文章では、実証試験があればそれをデータとして採用ができるとあります。

そしてまたこういう一文があります。1年1カ所の実証試験では常識的には認められないだろうと書いてあります。このことを裏を返せば1年に5カ所から10カ所の実証試験であれば認めてもいいと理解できる文章でもありますので、私がこの質問で一番言いたいことはぜひ実証試験の予算をとって、この3つのポイント加算をできるように、来年度の農政に向かって頑張りたい、こういうふうに思います。数量調整でばらばらになっている減反方法3つを組み合わせて、ポイント加算することで減反を認めるとすれば、じかまき、減農薬、無肥料、有機栽培を取り入れた農家は全面積が作付け可能になり、減反もできて水田も守れます。そして消費者の求める米を生産でき、各堆肥センターの経営も安定します。加えて、有機の堆肥を投入することで化学肥料でやせてきた田んぼの土がまたもとの土に復帰することも間違いありません。

今、通常栽培の米価は今後ますます下がるだろうと言われております。この制度を導入することによって、特別栽培米を生産しようとする農家は最初から無農薬、無肥料にする、あるいは若干の相当な減肥料にする、そうするとこのことが3年たてばいやが応でも特別栽培米に移行になるわけでありませぬ。

この制度を全農家に押しつけるのではなく、こういう制度をつくっておくことで徐々に面積の拡大があるだろう。そして市長の考えている米をブランド化したいという思いと政策が一つになるのではないのでしょうか。

安全な食と農をキーワードに首都圏の消費者と横手の生産者とで、環境保全型の農業が推進できることとなります。平成19年度からは米の補助金は4ヘクタール以上の認定農家と集落営農集団にしか出ません。横手市では集落営農を百カ所を考えているというふうに言っております。1集団が20ヘクタールの集団ができるわけです。20ヘクタールの集落営農集団ができれば6ヘクタールの減反をしなければならぬ、これは大変なことです。五、六人の方々が中心になって集落営農集団をつくろうとしてももしかするとこの6町歩の減反がネックになって集落営農集団ができかねる、こういうことも予想されます。

この制度ができたらずべての面積にじかまきをし、そして減農薬・無肥料・有機栽培で減反を認定していただけるなら、この集落営農の方々もどんなに楽だろうか、併せて考えてみました。

そしてまたこれらに参加できない多くの稲作農家のためにも特別栽培米を高値安定させるために、市長に先頭を切って政策実現に向かって決断し、国や県に行動を起こしていただけることをご期待申し上げます。

げて、この項の質問を終わります。

少し時間を食ってしまいましたので、次の項については原稿途中から入ります。お聞き苦しい点があるかもしれません。新しい横手らしい給食のあり方についてであります。

求めるものは学校給食を米飯にというものであります。原稿の途中でありますので、後先変な部分にならなければならないと思いながら質問させていただきます。

日本の食糧危機秋田県、我が市の基幹産業は農業であります。基幹産業は農業であるというその横手市にふさわしい学校給食のあり方があっていいのではないだろうか。国民がご飯を食べなくなった理由の1つに学校給食のあり方が問題だと言われ続けてきました。

学校給食は最初はパンだけで始まったわけです。今は学校給食は地域差もあるかもしれませんが、一般的に週に半々、パンとご飯の半々だと想像いたします。

パンになじんだ子供たちが、外国人と同じようなパンになじんだ胃袋になってしまっております。学校給食が始まってから約40年あるいは四十四、五年になるかもしれません。40代以下の方々が日本の人口比率に占める割合は35%から40%だと言われております。この方々はほとんどパンで満足できる胃袋になってしまったわけです。多分、市長はここでこう答えてくるでしょう。米粉でつくったパンもあるから米粉のパンを給食に出したらいいだろうという答弁が恐らく用意してあると思います。私が言いたいのは子供たちに米飯給食をすることでの直接的消費拡大よりも20年後、30年後の米の消費拡大を考えての提案であります。

農業を何とかしなければ、米の消費拡大を何とかしなければと、よく市長は言われます。具体的に政策として打ち出してもいいのではないのでしょうか。ただ、すべて米飯給食にするにはセンターの設備がそうっていないので、なかなかできないという答弁も恐らく用意してあると思うのです。これを克服するには極めて簡単なことであります。子供たちが教室で当番を決める、その当番が学校に来たらまず米をとぐ、そして自動炊飯器をセットする。時間が来ればスイッチが入ります。教室で熱い炊きたてのご飯ができ上がるわけです。初めは柔らかいご飯もあるでしょうし、あるいはめっこままとされるかたいご飯もあるかもしれません。しかしやがて子供たちもなれてきてご飯炊きの名人になることは受け合いです。給食センターでは結果的におかずをつくればいいということになりますし、ご飯に親しんだ子供たちはご飯があれば満足できる大人に成長するはずです。私もそうです。育ったときに朝昼晩、3度3度にご飯。おやつはお握りです。今もそばを食べたりラーメンを食べてもどうしても1杯のご飯がないと私の胃袋は落ちつかない。そういう大人をいっぱい作りたい。併せてもう1つの利点は学校給食が米飯給食になると、給食センターから残滓が極端に少なくなる。あるいはおかずだけをつくるためにセンターの人員の削減にもなるかもしれません。まさに市長の言う行政改革です。

瑞穂の国日本、基幹産業は農業であると自認する横手市長がみずから実践し、全国にこの情報を発信してみたいかがでしょうか。私はこのことが大事だと思います。食育はもちろんのこと、今からこういう手を打っておくことが長い目で見れば米の消費拡大につながると思います。

食糧危機が来ても自国で生産した米さえあれば困らない。先手を打っておくことが大事だと思われる。食の教育のためにもぜひ実現していただきたいと思います。

今、この議場にいる議員の皆さんあるいは傍聴席にいる皆さん、市長がどう答えるのかまさにかたずをのんでこの答えを待っているだろうと思います。農業のことを本当に心配してくれた市長の熱い思い、本当だったのだな、市長の農業に対する熱い思いを信じた多くの市民と議員たちのためにざんもこの期待を裏切らないような決断をお待ちして答弁を求めるものであります。

通告はそこまででしたが、大きなタイトルの中に五十嵐市長の政治姿勢ということでの問いますよという一文が入っておりましたので、これにかこつけてもう1つ質問させていただきます。

実は産業支援センターの活動についてであります。ユニチカとの共同開発でアスパラの残渣からギャバという物質を粉末にすることに成功したことが新聞で大々的に発表になりました。大変嬉しいことでもあります。支援センターの職員とこれまでの努力と市長の発想と努力に心から感謝を私は申し上げたい、こういうふうに思っています。しかし、考えてみれば横手市ではギャバの原料を生産し、ユニチカに出荷するという図式に終わってしまうのではないのでしょうか。だとすればもうかるのはユニチカだけということになってしまいます。共同開発したとは大変聞こえのいい言葉ですが、液体抽出することをユニチカに依頼したのではないのでしょうか。依頼されたユニチカはギャバが大変大量に入っていることに気がついて、さっさとこれを特許を取ってしまった。したがってもうかるのはユニチカだけ、大企業のやることというのは大体こんなものです。

そういうことであるだろうと私はおおよそ想像します。ところが県の総合食品研究所で発芽玄米からギャバという物質を抽出したのが、始まりであります。このギャバを使用して実際に使ったのが、日本酒の爛漫でつくっておるギャバ入り日本酒であります。ところが、ここまでが限度なんです。県の食品総合研究所にヤクルトの方が見えて、県が発見したギャバを少量譲り受けていったそうです。ヤクルトは早速これを研究所に持ち帰って新しいギャバのつくり方と同時にギャバ入り製品を発売して特定保健食品としてギャバ入りの製品を出した。そして大変な利益を上げております。

なぜこうなのかといいますと、県では特定保健食品にするための研究者もいない、はっきり言っています。また研究のための資財がないそうです。したがって特定保健食品のような商品は秋田県ではできない、あるいは地方ではできない。言いかえれば、県が丸ごとかかっても一民間企業の研究所にさら劣るという状態であるわけでありませぬ。

したがって、特定保健食品は皆さん、テレビをごらん下さい。カゴメ、サントリー、ヤクルト、明治乳業、大手から出てくるものしか出ていません。こういうメーカーからは次々と特定保健食品が出てまいります。やはり研究所の充実、これが大事だろう。なぜ私がこんなことをここまで申し上げたかといいますと、今回ユニチカとは1つの商品を共同開発ができたことで私は強いつながりがあるユニチカと横手市でできたというふうに認識しております。今回を機会に、ユニチカの研究所を横手市に誘致すべきではないか。いかがでしょうか、市長。この地域にギャバのほかにも特定保健食品になり得るものは

まだまだあるわけです。しかし、先ほど言ったように県を挙げての産・学・官の研究でも発見するのがやっと。このままでは横手や秋田県は原料を出荷し続けるだけにとどまるとすれば、ほんの少しの手数料が産業支援センターに入ってもうかるのはユニチカだけ。これでは私はおもしろくない。ユニチカの研究所の誘致をし、そしてやがて製品の工場誘致も働きかけてみてはいかがと提案するものであります。

以上、3点について提案を申し上げ、第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。
田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 私は、佐藤功議員の質問を旧横手市長時代に何回いただいたでしょうか。そう回数は多くはないのでありますが、2年に一遍ぐらいはこういう調子で大変なアドバイスをいつも賜ってまいりました。よく考えてみなければいけない。あの迫力でありますから、そのまま聞くと、すごいなと思うのでありますが、しかし今回はさすがに感動いたしました。本当にいい話を聞かせていただいたなと。さて決断をどうするかというような宿題をいただいたと思っております。

まず1点目でありますけれども、組み合わせ栽培、私も2つぐらいの組み合わせは考えたことはあったのでありますが、3つ組み合わせるといのは実は考えておりませんでした。

この地域はやはり水田に最も適した地域だと、100%、栽培したら、少しぐらい減収になったとしてもそれの方がはるかにいいはずだというのは私の持論であります。それはいろいろな機会でも申し上げておったのでありますが、国のどうしてもそういう壁の中で、なかなかできることではないなというあきらめがあったわけでありまして、しかし、議員おっしゃるような組み合わせ栽培、減農薬・無肥料プラス有機、まさに勇気の出る、土田祐輝議員のことではありませんけれども、本当にご提案だと思っております。環境保全型の農業を推進していく意味でも、まさに逆転の発想と申しますか、私が常日ごろ申し上げております地元発の創意工夫で、知恵でというもう一つの大きな知恵がヒントがこの中に大きく含まれているというふうに感じた次第でございます。

職員が書いた答弁は全くそこまでいいとは書いておりませんでして、職員としては心配なわけでありまして、それは当然だと思います。ただ、我々が政策判断でもって検討に値する提案だということは十分理解したところでございまして、どういう検討の仕方、あるいはどういう国とのかかわりが必要なのか、これから考えていかなければならないのかなど。実証圏をつくってやることは、それは予算さえつければ可能であります。しかし、その前の段取りが相当大事だろうと、むだにしないためにも大事だろうと。それとこのことが今進めております新しい経営安定対策とどう絡むのか、どういう影響を及ぼすかというようなことも当然判断しなければならない。またプラスの要因もありますが、こういう農業生産形態、米づくりをすることが、消費者にどういうふうな評価としてプラスの意味が大きいと思っておりますが、出てくるかというのは、読みもしなければいけない。例えて言えば先般申し上げたとおり、東京のコープ連合と消費生協連合と契約をいたしました。環境保全に大変関心の深い生協でございますので、例えばこういう試みでできたものをどう評価するだろうかとか、そういうこともトータルで考えなけれ

ばならないだろうと思っている次第でございます。

まじめに考えさせていただきたいと思います。

2つ目でありますが、学校給食について、これもまた本当に私もそうでありますが、議員の皆さんも目がかっと開いて聞いておったなと思って、全く同じ考えかなと思いました。

現在、週平均3.1回の米飯給食であります。全県平均は3.5回でありまして、全県平均よりなぜか低い、それはそれぞれの地域の学校給食センターの歴史がありますので、これをどうのこうのは言えないわけではありますが、かねがね米飯給食をもっと増やす工夫ができないかということは教育委員会に申し上げておりました。

ただ、なかなかできない理由もあるわけでありまして。それは議員ご指摘のような設備をどうするかという問題が1つのネックでございました。これから学校給食センターの統合あるいは再編だとか、いろいろな課題もございます。そういう中で検討していく重要なことだろうなと思っています。

私も議員と同じように米で育ちましたので、最後は米で締めくくるタイプでありまして、どうしても体型が似たような体型になるのは否めない事実ではありますが、それは米のせいではありません。その前に食べるものがいけないということでもありますので、そういうことは別にいたしましてもやはり米を基本にした食生活が大変ヘルシーで健康的でいいというのは逆に外国が見直している現況は、やはり日本人として率直に反省しなければならないだろうと思います。やはりファストフードに対抗することは米産地として考えなければならないことだと思っております。そういう意味では、これもどこから手をつけられるか、話は相当壮大でありますので、どこから手をつけられるか十分に考えながら進めていきたいと思っております。

3番目に、産業支援センターがユニチカと組みまして、ギャバ開発いたしたことについて触れられておられました。これについては議員ご心配のように、黙っていればユニチカだけがもうかるだろうという話ではありますが、どっこい新センターもそれなりにもうかります。もうからないことはやらないということでもあります。ただ、機能性食品として最もおいしい部分はどうしてもメーカーの力がないといけないのは事実であります。これはなぜならばハイリスク・ハイリターンだからであります。

アスバラ残渣を集めてパウダーにするのは決して難しくない、技術的に確立されました。それはさしたるリスクはありません。購入契約をできれば済む話でありますから。ところが機能性食品等々とする場合にはハイリスク・ハイリターンでありますので、これは大きな資本力のあるメーカーにゆだねる部分が多いと思います。そこの辺のすみ分けはやはり考えていかなければならないだろうと思っております。ユニチカとは実は秘密保持契約というのを結んでございます。ユニチカがほかに行ってこのことはできないということでもあります。我々から原料を買うしかないということになりまして、そういう意味での押さえはしております。ただ、我々もこれだけで満足するだけではなくて、ご指摘のようにいろいろなことによっておりますように、地域の素材を加工し、付加価値をつけて売る、工場はつくらなければいけない、その方向を目指すのが我々の究極のねらいであります。これが雇用開発にもなるわけで

ありますので。その1つのプロセスとして、あるいは重要なファクターとして基礎研究所、開発研究所が必要だということもわかりであります。

もっと県の総合食研との連携もそうではありますが、メーカーの研究所をどう誘致するか、どうパイプをつくるかも大きな課題だと理解しておるところでございます。その辺を怠りなくやってまいりたいと思った次第でございます。きょうは大変いい質問をありがとうございました。

田中敏雄 議長 3番佐藤議員。

3番（佐藤功議員） 確認の意味で質問させていただきますけれども、市長は予算をつければ簡単だという表現が今ありました。

では、予算をつけていただけるものというふうに理解してよろしいでしょうね。というのは、私が東北農政局の食糧部の計画課に問い合わせた複合的な、さっきから言っているじかまきと減農薬・無肥料あるいは有機、この3つを組み合わせた複合的なものをやるときの減反をどういうふうにすればいいのかというようなことを問い合わせたら、その結果が市町村内に実証圃場を設置して、事業としてこれを行い、それを基礎データとして第三者機関の検討・助言のもとに適宜市長の権限で減反を認めてもいいという文書の回答が参っております。したがって、私は来年度の予算に農業政策、とりあえず1年間やってもらえばそこで基礎データが出てくるだろう、そうすると20年ぐらいからの減反はこういう方法でもできるということになるわけですので、そこをひとつ先ほど予算をつければ簡単に済むわけですというお話を私、聞いたような気がしますので、ひとつそのところをぜひお願いしたい。要望になるわけです。私が市長なら、はいわかりました。すぐやりますと言いますが、果たしてどうなのでしょうが。

それから、学校給食はそんなものでしょう、恐らくお答えは。

ただ、このユニチカとの関係、ぜひやはり基礎研究所を横手に誘致する、市長はどうも育ちがいいために押しがよくない。誘致企業でも1企業に50回も行ったことがありますか、ないでしょう。ないと思います。しかし、今回はこういうセッティングができた、いい機会ができた。これならなんだかんだ理由をつけて、やあ、社長今日またリンゴ持ってきたんだとか、秋田の新米食べてくれとか何ぼも行く機会も会う機会も、いいチャンスができるでしょう。ここでひとつ押しに押し、ひとつ基礎研究所などの誘致なりを働きかけてほしいという要望をさらにしまして、終わります。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 やはりいずれ栽培実証圃をすればいいというふうに申しあげましたけれども、1年で五、六カ所というように議員は言いましたけれども、果たしてそれで国の生産調整減反政策に合致するデータとして認められるだろうかということも実はまだまだ考えなければならぬだろうと思います。私どももそれなりのルートがございますので、その辺の確認をしながら1年で済まないとすればどうなのかとかいろいろ考えておかなければならぬだろうと。ただ、何回も申し上げますけれども、お米をつくるのに大変適した地域発のアイデアであることは間違いないわけでありありますので、やはりこれは相当真剣に考える必要があるのだろうと思っているところでございます。そういう表現でご理解いた

だければと思います。

あと、誘致に関しましては全くそのとおりでございます。一生懸命頑張って誘致に努力したいと思えます。

以上であります。

田中敏雄 議長 3番佐藤議員。

3番（佐藤功議員） 市長、さっきの実証圃場の件ですけれども、基礎的には減農薬・無肥料にして何カ所か、それから肥料を9割減らした実証で、あるいは8割減らした実証で、いろいろやってみると、30.32%の要するに400キロとるためにはどれが適切なのか、そんなの1年やればすぐにわかる話。東北農政局にも言っているのです。1年1カ所ではそれは認めがたいということを行っているということは逆に言えば、何十カ所かの圃場試験があればそれはデータにしてもいいですよ、解釈もできますので、ひとつ今後検討して、県や国とのよく打ち合わせをしながら、できれば1年で、実験圃場ができて、そして減反に取り組んでいけるようなそういう努力をしていただくことをお願いを申し上げて終わります。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は1時10分といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤光司 議員

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） 今年度の国保税が提示をされました。

横手で世帯当たり16万774円、1人当たり8万7,812円、増田で世帯当たり15万7,479円、1人当たり7万5,580円、平鹿で同じく世帯当たり16万4,311円、1人当たり7万5,757円、雄物川で世帯当たり15万8,623円、1人当たり7万3,879円、大森で世帯当たり15万6,068円、1人当たり7万8,743円、十文字で世帯当たり15万8,126円、同じく1人当たり7万7,589円、山内で世帯当たり15万1,076円、1人当たり7万3,710円、大雄で17万1,798円、1人当たり8万2,347円という金額であります。

平成17年度の保険給付費を調べてみますと、1人当たり横手で20万6,263円、増田で17万1,561円、平鹿で18万1,635円、雄物川で17万8,831円、大森で17万5,259円、十文字で16万4,964円、山内で18万8,538円、大雄で21万6,688円となっております。保険給付費が負担である税の2倍を超える金額である

ということを考え合わせますと、保険料が前年より1人当たり、平成17年6万8,772円が、今年度1万1,693円上がって8万465円になることも数字上はいたし方のないことかなという思いもある中で、多くの市民の国保税「高くて困ったのよ」、「まだ上がるのか」、そういう声に国保運営者として市民の安心・安全のかなめである医療制度の根幹でもある国保の現状と将来設計を示すべきである、その思いの中で8点の質問をさせていただきます。

1点目、平成18年度の国民健康保険特別会計の補正予算が提示をされました。合併協議に基づく税率より先ほども申しましたが、各地区とも税率で医療の所得割部分で0.85%高く、また介護分で所得割で0.62%、均等割で1人当たり1,900円値上げという内容であります。今でも国保税を払うの大変だとの声が圧倒的なのに、何と市民に説明をしよう、頭の中がいっぱいあります。

市長からは課税所得の落ち込みにより、合併協議に基づく税率より高くなった、そういう説明でありました。国保については、税というよりも国保料と言った方が住民説明が付きやすい性質なものであると私は思っておりますが、何せ所得が落ちて税率が上がるということは余計市民の懐が大変だということでもあります。

そういう中で今年1年だけ我慢してくれ、頑張ってくれという話だと、市民に対しても話しやすいのですけれども、どうも本市における国保加入者の職業構成、年齢階級構成、所得階級構成、加入者数の将来推計という種々の指標の中では、今年度限りの一時的なものではないのではないかという強い思いをしております。この合併協推計よりもより重い負担になってしまうことが今年度限りの一時的なものかどうか、またこのことを踏まえて対応・対策をどうとっていくのかお伺いをいたします。

2点目、平成17年度と比べて1人当たり横手地区で1万700円、増田で1万250円、平鹿で1万2,427円、雄物川で8,517円、大森で1万6,133円、十文字で1万6,837円、山内で9,833円、大雄で1万4,638円高くなります。平成17年度との国保税率、1人当たり税額の隔たりについては平成14年から平成17年までに10億円あった各市町村累計の国保財政調整基金が合併前の3年間で取り崩され、各町村が独自に手当てを行い、平成17年末で5分の1の2億円になったことが大きな要因である、そういう説明がありました。では実際各地区でどれくらいの取り崩しによる手当てがなされてきたのかお伺いをいたします。

そしてそのことが旧各市町村間で最大1人当たり17年度比、最大十文字の1万6,837円の値上がりと最小雄物川の8,517円の値上がりとの比較して2倍という格差があるということに対して、影響度をどのように考えているのか併せてお伺いをいたします。

去る12月議会では、難航しながらも合併協で決められたことの執行だからとの説明でありましたが、不公平感の払拭のためにはもっと丁寧な説明が必要である、そう思います。そしてその説明、住民説明をどのようにしていくのかお伺いをいたします。

3点目、健康の駅事業など市民の健康を守る対策を進めながら、医療費の適正化に努めたいとのことですが、昨年度の保健事業費が当初予算で5,216万9,000円、今年度当初で3,421万円と1,800万円

減額をされております。対前年比35%減の予算措置であります。市長がいつもおっしゃっているお金がない部分、創意と工夫と情熱でという中で、医療費にどれくらいの軽減が可能か、お考えをお伺いいたします。

また、保健事業については市民に理解をしていただいて参加利用していただく、そういうことが大前提だと私は思います。そのための各事業の進め方、目標とすることなどを広く周知をして、具現化をしていく手順を示すことこそが大事だと思いますが、具体的な中身をお伺いいたします。

4点目、所信説明の中で市長は、国民健康保険は相互扶助の制度であることを力説されております。担税能力比でもこの地域に生きる大部分が高いと言えない同じような所得階層の中で、1人が払わないことでその分をだれかが背負わなければならないという中ではどうしても相互扶助の精神は必要なものであり、それを理解をしながらも国保法の第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与する」、その条文にもあるとおり社会保障として医療を国民すべてに公的に保障する制度にしなければならないと思います。

そういう中で、滞納者に対して資格証明書、短期保険証の発行という制裁措置の義務化の実施が2000年4月より実施されています。しかし、旧町当時は独自の国保の減免制度の基準を設けたり、あるいは実施したり、弾力的な運用が図られてきたと思いますが、資格証明書の発行は悪質な滞納者に限る、あるいは滞納者との丁寧な相談の上という国会審議の確認のある中で、当市の発行基準をどうしていくのかお伺いをいたします。

また、その数と見通し、その制裁を解く基準といった手当てはどうなっているのかお伺いいたします。また、その発行に関して、監督者として相談、対応の現状の把握は十分か、窓口対応については万全か、お伺いをいたします。また、短期保険証の発行、資格証明書の発行が滞納額の減少に本当に結びついているのかどうか、現状とこれからの考えを併せてお伺いいたします。

5点目、今年度の収納率を92.8%に設定をしております。きのうの財務部長の答弁の中で93.5%という平成17年度の収納率が報告をされましたが、当市の国保加入者、特に農業、小売業を含む自営業者の所得の落ち込みが激しい社会経済環境の中で、十分に達成可能な数字なのかどうか、また国からの財政調整交付金についても先日92%を切ると5%減額されるペナルティーがあるとの説明がありましたが、そうした中でどのような対策をもってして収納率92.8%をクリアされるのかお伺いをいたします。

6点目、旧市町村合計で平成12年の95.65%から平成17年4月末92.4%と年々収納率が下がってきております。このことは国保経営の全国的な傾向で、大都市を中心に90%を大きく割る自治体がある中で、92%を超える収納率の我が市は納める方、納めてもらう市職員も大いに努力をいただいているという数字であると認めながらも、平成17年度4月末の各地区比較で大森の95.7%という数字を筆頭に横手地区の89.99%まで6%近い収納率の差がある。また、滞納繰越率においても平成17年度で増田地区の12.76%から25.44%の平鹿地区まで約倍の格差があります。この問題の解消には全体像とともに大事なことは各地区の現状の分析とそのことに対する地区独自の対策・対応である、そう思います。そのこ

とが今どうなっているのかお伺いいたします。

また、滞納繰越額が5億5,800万円と大きな数字になっている。昨今のこの地域全体の所得の落ち込みで回収について非常に心配をしております。そういう中で、将来的な繰越調定額の見通しと回収可能額の見通し、回収の方法についてお尋ねをいたします。

また、平成15年に6,020万円、平成16年に8,237万、平成17年に3,604万円という額を不納欠損にしております。安易な不納欠損は税負担の公平感を著しく損なうものでありますが、当市における事務手続とこれからの対応に関してのお考えをお伺いいたします。

7点目、国保税については所得割、資産割の応能割の負担に、平等割、均等割という応益割負担を合算して計算していることはご存じのとおりであります。公平な負担との名目で保険税の平準化が図られることによって、低所得者にとってはより厳しい税負担になっており、生活費非課税の原則や担税能力から見て問題があると思います。

厚生労働省の目標値は5対5であるとのことですが、現在、我が市は地域間でばらつきはありますが、応能が47、応益が53であります。この比率についてどう考えているかお伺いをいたします。また将来方向の中でどう対応、調整をしていくのかお伺いをいたします。

8点目、国保は政府管掌保険や組合健康保険などの医療保険に加入していない農漁民、自営業者等の地区町村の住民を対象にした強制加入の地域保険であります。全国の統計上、政管健保の1世帯当たりの年間所得は236万円、組合健保で379万円、国保加入者で186万円という数字があります。我が市では平成18年の所得割算定基準基礎額から数字を追っていきますと、1世帯当たり82万6,579円であります。

これに対して保険料の負担率は全国平均で所得に対する割合として政管健保6.1%、組合健保4.2%、国保が8.2%となっております。当市においてはその中で1世帯当たりの介護納付分も含む世帯当たりの負担金額は16万288円、所得の19%に迫る額であります。国保の重要性、必要性を十分に認識・理解をしながら、「国保税高い、何とかしてくれ」、悲鳴にも似た多くの市民の重税感があります。このことに関しての市長の認識をお伺いしながら、将来的に最大どれぐらいの税率額を予想されているか、またそれがこの地域の国保加入者の所得将来予想の中で払い切れる数字かどうかお伺いをいたします。

以上、8点、まずは壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

田中敏雄 議長 議場が少し暑くなっておりますので、上着をとって結構であります。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員のご質問、国保事業について絞ったご質問でございましたが、都合8点、丹念なご質問いただきましたので、私も丹念に答弁させていただきたいというふうに思います。やや時間を拝借するかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

まず1点目でございますが、今回の税率改正はその大きな理由を課税所得の落ち込みということに挙げているわけでございますが、このことによる税率改正がこの先どのような見通しの中にあるのかと、

一時的なものかどうかとこういうお尋ねでございました。

今般合併協議に基づく税率よりも平成18年度の税率が高くなったと、所信で申し上げましたけれども、これにつきましては、仮定数値として合併協議会で見えた課税所得であります。医療分で180億5,800万円と推計しておりました。しかし、今年度の課税所得が166億4,300万円、14億1,500万円、率で7.8%の減になったこと、これが大きな要因でございまして、合併協議会の税率では国保税の所要額を確保できないと、引き上げざるを得ない状況になったと、こういうことを申し上げたところでございます。

現実の医療費の課税所得の推移は、平成16年度で187億4,000万円、平成17年度で172億5,600万円、そして平成18年度が166億4,300万円と減少してきているわけでありまして。議員、ご承知のように国民健康保険の加入者は自営業、農業あるいはパートなどで社会保険に加入していない方、また退職や失業などで社会保険をやめた方などでありまして、他の健康保険、組合健保も含めてであります。加入していないすべての方を対象としているわけでございます。

国が5年ごとに調査をいたしております国保加入世帯主の職業調査では、昭和58年調査で農林水産業、自営業は44%でありましたが、平成15年度では22%と半減しております。一方、無職の世帯主が18.6%から50.2%に大幅に増えておるわけでありまして、このデータは当市でのデータではありませんが、ほぼ同じ傾向にあるものというふうに思っているところでございます。

また加入者の年齢構成は、今年度4月末の数値で60歳以上の加入者が56.9%を占める状態になっておる。国保制度の特徴といたしまして、収入の低い方、そして高齢の方が多く加入している現状となっております。また、国保加入者全体では平成14、15年度は2ないし3%増加しておりましたが、16、17年度では1%程度の減少となっております。これらのことから国保制度の構造的なものというふうに思っている次第でございます。

課税所得の落ち込みにつきましては前年比較で6億1,300万円減額となっております。特に営業所得が4億1,600万円、10.5%の減であります。農業所得が1億1,000万円、5.1%の減、また給与所得が2億8,600万円、3.2%の減となっております。このことから農業、商工業の活性化対策の取り組みを通じまして所得の向上を図っていくことが重要な課題であると認識をしておる次第であります。

2つ目のお尋ねでございます。

これにつきましては合併前の国保財政調整基金の取り崩し状況についてのくだりでありましたが、旧市町村合計で平成14年度末、10億1,500万円でありましたものが、17年度末では2億1,100万円となりまして、8億400万円減額しております。平成17年度繰入総額は2億6,700万円ほどとなっておりますが、平成17年度と平成18年度の課税額比較では2億7,100万円の増となっていることから、この分の繰り入れがあると平成18年度税率や1人当たり税額もほぼ同額となることについて、所信で申し上げたところであります。

さて、旧市町村別での繰入額について申し上げますと、旧横手市で1億8,500万円、旧増田町4,600万円、旧平鹿町9,700万円、旧雄物川町5,900万円、旧大森町1億1,000万円、旧十文字町1億1,700万円、

旧山内村8,500万円、旧大雄村1億円となっております。このことに対する各地区の影響度についてのお尋ねであります。これらの基金を繰り入れた結果として、旧市町村が平成17年度に決定したそれぞれの税率に組み込まれているというふうにご理解をお願い申し上げたいと思います。そして、この17年度の税率をもとにして格差是正のため合併協議では向こう3年間の不均一課税の税率を決定しております。合併前に旧市町村で実施されたことであり、また合併協議での決定事項でもあり、今後も尊重してまいりたいと考えております。

また、大変な負担をお願いすることについて、市民の皆様への説明責任の果たし方ではありますが、7月に発行を予定しております国民健康保険事業の広報がございます。そして出前トークの開催などを通じてきちりとした説明を申し上げ、ご理解をお願いしてまいりたいと考えております。

3番目に、健康の駅事業等でどれくらい医療費の軽減等々が可能なのかというその効果についてのお尋ねでございました。所信で申し上げましたとおり、健康対策を進めるために、そして市民の皆さんから健康的な生活を送っていただき、お医者さんにかかるのを少なくすることができる、その結果として医療費の抑制にもつながるとの考えを申し上げたところでございます。健康対策につきましては、市民の皆様健康診査はもとより健診結果による個別健康指導、がん予防重点健康教育、病態別健康教育などの集団健康教育、高血圧、糖尿病などの重点健康相談、そして各地区を巡回しての総合健康相談を実施することとしておるわけでありまして、また、国民健康保険で実施している節目ドック健診には450名の申し込みもでございます。特に今年度からの健康の駅事業につきましては、福祉環境部内に健康の駅推進室を新設いたしまして、重点モデル地区などを設定しながら全市にこの事業を推進することとしております。ご質問の中にありました医療費軽減の可能性についてであります。お話し申し上げましたこれらの健康対策による医療費の影響につきましては、長期のスパンで見なければと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、高齢化が進んでいる現状から大変難しい問題であります。何とか現状維持できる状況に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

4番目についてのお尋ねであります。

資格証明書、短期保険等々の発行の状況、その効果等々についてのお尋ねでございました。ご指摘のとおり、この部分は相互扶助の制度面についてのお尋ねがあった部分であります。社会保障制度の中で年金制度、介護保険制度と同じく医療保険制度が入るわけでありまして、資格証明書、短期保険証の発行基準などについてのお尋ねについては、先日も同様の質問をいただいたところでありますが、新横手市では横手市国民健康保険被保険者資格証明書等の交付要綱に基づき取り扱いますこととなります。合併前にそれぞれの市町村で発行していた経緯から、新市での措置につきましては10月の保険証更新に合わせて適用することとしております。

発行基準につきましては短期保険証は国保税を滞納している世帯としております。また資格証明書につきましては、国保税の納期限から1年間を経過するまでの間に国保税を納付しない場合においてその

滞納について、災害その他の政令で定める特別な事情があると認められない場合に対象となるということでございます。現在の発行世帯は短期保険証は646世帯、資格証明書は82世帯となっております。合併時の10月1日現在では短期保険証の発行世帯が687世帯、資格証明書の発行世帯が98世帯でありますので、若干ではありますが、納税された方がおり、減少しているところであります。短期保険証の発行は納税誓約書に基づく徴収、短期更新による納税者との接触機会を多くし、滞納額の減少に努めておまして、一定の効果は出ているものと考えております。また、資格証明書につきましては、その発行について滞納状況や世帯状況を十分に把握しながら努めてまいりたいと考えております。

5番目に収納率の件についてのお尋ね、幾つかございました。

平成18年度の国保会計の歳入保険税は現年度分一般、退職被保険者合わせて27億2,905万1,000円、収納率92.8%を見込んでおります。平成17年度合併前の9月末現在の収納率は39.17%、収納額10億4,679万4,000円、合併後の出納閉鎖時5月末現在の収納率は一般、退職合わせて93.35%、収納額24億9,887万9,000円となっております。一般被保険者分の収納率は92.45%となっており、おかげさまで最低目標の92%をクリアしており、調整交付金の減額にはなりません。4月末の一般被保険者の収納額が18億6,461万6,000円、91.65%で92%を割っておりましたが、最終的には5月の徴収額が2,600万円となり、92.45%に達したものであります。平成18年度以降の収納率は17年度の実績を踏まえ下回らない一定の税財源の確保に努めてまいりますが、納税課職員の収納態勢の充実はもとより、各地域局税担当者との情報交換や連絡会を開催するなど一層効果的な便宜を図ってまいります。

17年度は合併直後ということもあり、また国保税の最終納期のばらつきがありましたが、18年度からは全8期となり、最終納期も2月末に統一されますので、催告書の発行も一斉に行うことができ、確定申告の時期ではありますが、滞納者への徴収訪問など3月から活発に取り組むことが可能となります。前に質問された方との答弁と重複する部分もございますが、国保税の収納率については92%以上を堅持し、ペナルティーとならないことを前提に、徴収体制の強化を図ってまいります。また、収納率向上対策委員会の設置なども考えており、構成メンバー内部で十分検討を重ね、納税課職員と一緒にチームをつくるなど一定期間内の効果的な徴収業務の実践に取り組んでまいりたいと考えております。

6番目のお尋ねでございます。

国保税の全国的傾向は議員ご指摘もございましたけれども、だんだん低下しておりまして、横手市についても同様でございます。横手市全体の各年度ごとの収納率は平成15年度が94.09%、平成16年度が93.94%、平成17年度が93.35%で、前年比較では0.59%減で、税額にいたしますと約1,579万円の減額であります。旧市町村のデータも出ておまして、分析をいたしますと各年度とも同様な傾向にあり、その中で収納率の良好なところは旧大森町、次に旧山内村の順になっており、伸び悩んでいるのは旧横手市で世帯数が最も多く、口座振替納税も進めておりますが、納税組合への加入率が低いところは収納率も悪い傾向にあります。収納率の向上を目指して納税者の納税意識の高揚を図りながら、納税組合の加入促進と口座振替納税の推進に努めてまいります。

次に、国保税の滞納繰り越しの状況であります。平成17年度の滞納累計額は5億5,463万6,000円となっており、その収納額は8,464万8,000円、収納率15.26%で合併後も一定の滞納収納率を確保しているところであります。

なお、滞納税の不納欠損処分については時効完成による処分などがございますが、できるだけ収納を優先させ、やむを得ない事情によるものについては欠損してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

7番目に応能、応益のバランスについてのお尋ねがございました。

本市の平成18年度国民健康保険税積算では、応能割合が47.31%で、応益割合が52.69%となっております。合併協定税率との絡みもありますが、基本的には7割軽減を実施できる割合といたしまして、徐々に応能割合を引き上げて、国の基準であります50対50に近づける形にしていくことが理想であるというふうに考えております。

8番目の質問であります。

家計に与えます国保税の重税感と今後の税率についてのお尋ねであります。今年度の所得金額で基礎控除33万円未満の世帯が7,800世帯、率にいたしまして39%、また100万円以下の世帯が1万1,900世帯、59%と半数を超えている現状となっており、大変厳しい状態であることは十分認識しているつもりであります。国保制度の構造的な問題が大きく反映している状況と考えている次第であります。

今後の税率につきましては課税所得の状況、医療制度改革による診療報酬減額改定などによる医療費の状況、また平成20年度からの後期高齢者医療制度の関係もあり、不透明な部分が多くあるわけですが、合併協議での平成21年度均一課税時の所得割率10.5%を超えることのないよう精いっぱい努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきたいと思います。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） ひとつ丁寧なご説明ありがとうございます。

どうも数字的に私が聞いている部分、ここを聞きたいんだということについて、ちょっと外れている部分もあるかなという思いの中でもありますけれども、個々の関係上それこそ70分の中でそのことをやりとりしていたのでは1問で終わってしまうので、まず先に進んで、この後もっともっと議論を深めていきたいな。市長と思うところは同じで、とにかく何ぼでも安く、そしてこの市の、あなたが希望する横手市の将来像について一番市民が期待しているのは保健、医療、福祉施設が充実して健康で安心して暮らせる町だ。これが雇用から何からさまざまな問題がある中で一番突出して多いのだ、そういう中では、やはりこの国保の問題は避けて通れないだろう、そういう部分の中で認識が同じだということで、今回この答弁については再質という形には至らないで、自分の考えを述べながら、市長なぜなのだという考えの中で聞いていきたいと思えます。

まず、国保でありますけれども、まず今の状況の中で、合併してすぐですし、自分の工夫という部分

のところ非常に少ないというのはわかりますけれども、国から来る国庫支出金、それから県の支出金、それがあまして、それから、一般会計の繰り入れ、これも市長がおっしゃっているとおり7億あるけれども、見れながらその決められた繰入基準の中で市長独自の政策というものがまだない、その中の7億でありますので、だからその部分はこれからかなという話であります。

それからもう一つでありますけれども、そういう部分を引いて、かかった医療費、それから引いて「ああこのくらいは足りない、このくらいは足りないものをじゃ、割るのだ」と。応能、応益の部分の5対5に近づけて割っていくのだ、ガラガラポンの世界かな。これではそれこそ下手な二次会の幹事がかかったから取る、それじゃできないだろう。非常に課長も部長も頑張っていらっしゃることは十分にわかるし、それはわかるけれども、その中でやはり工夫が必要だ。その中で私が非常に今回何とかしなくてはできないなというのは、例えば今医療費をもらう中では均一化を図るために少なくとも税率が低いところ、それは国保の安いところはやはり上げていくのですね、均一化ですから。だからそれが3年、だから格差が非常に大きいということで私も質問していると。何とかできないか。それがその合併協議の中での決められたことだから肅々とやっていくしかないだろうという話、それは12月も今もお聞きしました。

でも、じゃそれを市長が言ったとおり何ぼでも安くするためにはどうするか。そうしたときには、1つは私も非常にこの国保についてわからないながらも質問しなくてはできないので、いろいろ勉強させてもらった。市長もおっしゃっている構造的なもの、要するに低所得者層で高齢者、それがかかってくるから銭このないやつがいっぱい医療費かけないでできないからいっぱい取らないとできない、そういう形の中のもの、国の制度的な欠陥。立身議員の中で制度疲労という話を述べられました。例えば80年代以降の国庫負担の削減、45%から37%、立身議員がおっしゃいましたけれども、軽減分についてもやはり75%か50%になっているのだと、国の分。だからその部分を、やはり困っているのは横手市の国保会計だけでない、これは構造的なものだ。ところが国会議員に行き会うと我々はどうしてもあそこの橋をこしらえてくれ、あそこの道路をこしらえてくれの話になってしまったのだ。でも本来のライフラインの一番大事なその医療の部分についてだんだん払え切れなくなってくるシステムになっているのではないか。だからそういう部分の中では、市長と認識が同じなんですよ。だからこそ我々も今度国会議員と行き会ったときには橋を頼むのではなくて、国保のこのシステムおかしいではないか、そういうことも併せてしゃべっていかなければいけないのだろう。私、そう思っていますし、市長に関しても市長会とか何かいろいろな市長会でも提言をなされておる、ところが知らない人は市長に言われたって一つもわからないから、五十嵐市長の名前でやらせてもらえば、おおいすごいことをやっているのだなとこう市民も元気が出ますし、そういう部分の中で積極的に発言をしていただきたい。秋田県で2番目の都市のそれこそ市長なんですから、それだけの気位はあると私は思っています。

それからもう一つ簡単な話で、取られる、取れとおれ阿部部長さんにいつも言うのですよ。みんなは工夫して銭こを使うところばかりでありますけれども、阿部部長、銭こつくるところの一番の統括責任

者です。少しだからいっぱい税率から何からかかってくるので、一生懸命とにかく産業振興頑張ってください。もう10年待っているのですから、10年後期待しているのです、やめたからと言わないで絶対1年で効果が出るようなやり方をしていけば、やはり絶対ここの所得を上げない限りどうにもならない、市長の話にもやはりそうはあったけれども、それはやはりしようがない部分だなと。もう一つあります。

それから、医療費の削減であります。これさっき会議の始まる前に国保の医療はそれこそ県民所得が東京の3分の2しかないときでも、医者にかかると東京と同じ銭こが取られるのですね、風邪引いて、5,000円のやつは5,000円取られるのですよ。やはりこれもシステム上の欠陥、そういっても我々の決めるところではない。公立だから横手病院だから国保で銭こがないって言えば3割まけてくれなんて馬鹿話をしましたけれども、それだって政策的にもやはり考えられる話であります。いろいろなことをやはり考えながらやっていかなければいけないのかな。私は佐藤功さん、今いませんけれども、さっきの逆転の発想の中ですごく刺激を受けまして、そういう話の中でやっていますけれども。

ただ工夫が、さっき言ったとおりに1市7町あって、8分のどこだからしようがないけれども、まず認識をしていただきたいのは、もらう方ではなくかかる方の市町村の格差があるということなのです。とにかく、大雄の人がいつも最初に注射ぶつ時に、松・竹・梅という薬があるのだからかわからないけれども、松ばかりぶつてで一番安い十文字では、あれこれ竹ぶってるんだべかなんて、これはやはりちがうすべ、局長。だからそういう部分の中ではどうして大雄村がこういうふうに出出して高くなっていくのか、だからこれに対する対応を、全体も大事だけれども、各地区の中で対応していただいてやるのがやはり将来的な国保税の軽減に結びつくのではないかと、まず1点であります。

それからもう一つは、非常に有効に利用される部分がいっぱいあるのではないですかということをおし上げたいのであります。そういうことは何でか、温泉施設にあります。みんな通知した通知した、70歳以上になると浴券6枚、これ非常にやっつけて、ところがこれなんだ通知の仕方が悪いのではないかと話をしてしました。ところが皆に郵送してしまうと、6枚あるけれども1枚しかあげられないすべ、齋藤議員、そう言われました。考えてみればそんだ、我の憶えた人ばりこそと教えていっぱいもらおうかというそういう形になってしまう。だからこれ逆に、ちゃんとただで返したら110円だか120円だか取られたからって文句が来ましたけれども、これだってやはり本当に1回湯っこに入れたから5人入るところ10人入ったから、油賃が倍かかるという話ではないと思います。やはり有効に利用させるためにやはり市民に対して、県外から来た観光客はまけてとは言わないから、市民に対してやはり繰り出しを出している以上、本当に保険の医療費を下げるのだという意識でやったらやはり単価から何かから変わってきて当然。ただでくてもいいんじゃないか。それから、もう一つ今ゆっぶるへ行くと、血圧計ありますね。あの血圧計だってたまに行って計るのでなくてちゃんとしたカード、システムを持っていて毎年湯っこに行ったとき計っていれば、異常があればやはり自分の中で自己健康管理ができるのだらう。温泉施設、12カ所あるしね、何ほこまいところでもそのそういう部門を統一して、例えば個別化に、そうやって行政に皆やれというのは無理だけれども、統一した例えば紙なりなんなりの中で自分で

管理できるようなそういうシステムづくり、そういうものが大事なのではないか。

それから、もう一つやはり食育の話が出ましたけれども、どういうわけか家庭の日というのは、教育長なくなったのですね、第3日曜日あるといってもだれも今日曜日、一緒にそろってやろうなんていうやつはだれもないし、私、運動会で「若い力」がなくなったことと、卒業式で「蛍の光」がなくなったこと、それからみんなそろってご飯を食べる、家庭の日がなくなったこと、これ非常に残念だとそういう思いでいますけれども、やはりこれについてでなくて、子供の教育、たばこの害、この間話がありました。そういう部分の中でやはり子供のときからしっかりとしたかかあの言うことは聞かないでも私は孫の言うことは聞きます。そういう私も含めて多くの年寄りがいるのだ。やはりそういう部分でどうするか。国保の話ですよ、だから国保の医療費を下げなければいけない、そのための施策を言っているわけであります。いろいろな提言の中で、これもやはり佐藤功効果かなと思ってください。

いろいろ本当に考えたのですよ。何とかしなければいけない、でもこれは笑い話でなくて、本当に国保税を上げない、もう限度なんですって。八十何万円の中でやはり16万円、それだけ納める。非常につらいものがある。だからそういう中では。答弁いいですよ、もう5分だから。持ち場持ち場の中でやはり一生懸命頑張っていくと。でもこの国保に一生懸命取り組むことによって国保だけでなく、もっともっといいまちづくりができるということではないですか。国保税を下げることに頑張ればもっともっとそれこそここに住んで生まれてよかった。ここで暮らしてよかった。そういうまちづくりができる。そういう確信に至ったのであります。だから笑いながら、でも少なくともここにいるメンバーは国保税、直接知らなくて迷惑かけている部分もあるのかもしれないけれども、大抵の方はまず納めていらっしゃるだけ余裕ある人ばかりだと思いますけれども、実際問題泣いている人もいます。だから泣いている部分については市長のやはり施策の中で何とかそういう部分を含めて、1年目からすぱっとやっしまえば2年目、3年目の改革というのはいかないから、やはり小泉だって3年、5年てかかるのだから、それこそ五十嵐市長の国保改革、それを非常に私は期待をしながらこの国保の質問を終わりたいと思います。

何かおっしゃりたいことがありましたら、市長どうか。

佐々木 誠 議員

田中敏雄 議長 28番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

28番佐々木誠議員。

【28番（佐々木誠議員）登壇】

28番（佐々木誠議員） 28番佐々木でございます。

風邪を引きましてちょっと声が非常に、もともと悪いのにそれ以上悪くなりまして、本当に申しわけございません。聞きにくい点があるかと思っておりますけれども、ちょっと間我慢のほどお願いいたします。簡単にやらせていただきます。

合併前の話になりますけれども、ある町へ花火を見にいきました。花火というのは下から見るときれいなもので、非常にきれいだなと思いましたが、花火が開くたびに目の前にいっぱい車の残骸が目につきまして、それがすごく多い量で見なければ想像できないくらいの量でした。今の時代、こういうふうにしておくのはちょっと許されないのではないかなという思いで、それからちょっともし自分ができることなら何とかなくしたいものだなと思ひまして、自分で勝手にですけれども取り組み始めました。

それで、まず最初役場の方に行って、あれはどうなっているのかという話をしたところ、いやいろいろ注意はしているのだけれども、事業者が話を聞いてくれない、全然話をする場所にも出てきてくれない、非常に困っているという話でございました。それで「おたくの環境条例とかをちょっと見せてください」と言いましたら、「いやちょっとということ」で、いわゆる環境に対する取り組みがちょっと弱いような感じは受けました。だからといってそのままにしておくわけにはいきませんので、今度県といっても平鹿の地域振興局ですけれども、そのこの担当のところにご相談に行きました。これがなかなか相手は上なもので、話が通じないのです。ちょっとその話の例を話してみますと、まず車の廃棄物、残骸ですけれども、廃棄する場合はいわゆる有害物質は全部取り除いて廃棄しているはずだということです。それからいろいろ会議をやりましたけれども、住民の方から、いや油が漏れているのではないですか、あれが水路にしみ込んでおりまして、環境に悪いのではないですかとこう言いますと、いやそれは有害物質には当たらないと、もしその油が有害であれば非常に農家にはよくないと、なぜよくないかといひますと、皆さんが使っている農薬には油が含まれていると、その農薬を使うことによって環境汚染しているのだから、その油はいわゆる環境汚染物質には当たらないと。そういう意見でして、非常に困りまして、私も車でどういうものが有害物質かというのは大体は知っておりますけれども、そういう公の場所で言うだけの知識はございませんでした。ずっと悩んでおったところ、昨年10月9日の朝日新聞に日本自動車工業会では廃棄される車により環境汚染が心配されると、だから今後これからつくる車は環境汚染をする物質を使わない車をつくしましょうという記事が載りまして、すぐに電話をしまして、こういう記事が載りましたと、あなた方が今まで廃棄された車は環境汚染はしないと断言しておりましたけれども、違うじゃないですかとこう電話をしたわけです。そしたら、すごく態度が変わりまして、今例を出したいいっぱい残骸があるのを何とかなくしましょうということになりまして、それ以来非常に頑張ってもらっております。

それで、今経済的な状況もありまして、いわゆるスクラップの値段が非常に高いということもありまして、一生懸命かどうかはわかりませんが前向きになくすように頑張ってもらっております。それで3月ごろだと、7月まではなくなるだろうという予想で、県の方の話でしたけれども、私はいや7月まではなくなるだろうと、だけれども頑張ってそのようになくすように話をしてくれるように願っております。

そういう取り組みも踏まえまして、今回市当局の方に4つぐらいの質問をしたいと思ひます。

1つ目は、車の野積みが環境に与える影響について、どのように認識しているかでございます。

次に2つ目として、この当該地域に野積み状態の場所があるかないか、いわゆる把握しているのかどうかそれをお尋ねいたします。

3つ目に、市当局の野積みに対するこれまでの対応とこれからどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

4つ目に、これからも多分発生するだろう野積み防止対策としてどのようなことを考えているかをお尋ねをいたします。

以上、簡単ですが終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 環境汚染、この場合、車の野積みの影響等々についてのお尋ね4点ございましたので、お答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目の車の野積みの環境に与える影響について、市はどういうふう to 考えているかということでございますけれども、廃棄自動車の放置は法律に基づきました許可を得て適正な保管措置を施している場合を除きまして、すべて不法投棄という犯罪でございます。

自動車リサイクル法という法律がございますが、その趣旨からしても、また環境にとりましても議員ご指摘のとおり美観を損ねることでありますし、衛生問題や土壌汚染などの公害につながる可能性もはらんでいるわけございまして、見逃すことができない非常に大きな問題であるというふうに考えているところでございます。

そのような状況にあるもの、どの程度把握しているかというお尋ねでございましたが、放置自動車につきましては自動車解体業や廃品回収業を営む事業者がその営業を休止または廃業するなどして未処理状態のまま大量に放置されたいわゆる野積みの状態である場合と、所有者個人が単に自家用車や農機具を例えば所有地である畑などの農地や農道、交通量の少ない道路や公園、河川敷地内などに放置または不法に投棄している場合の2通りの状況が想定されるわけであります。

前者の野積み状態の場所につきましては、規模や台数には差はあるわけですが、横手保健所によります平成16年度調査によりますと、市内で11カ所あるというふうに伺っております。1台単位の放置自動車につきましては、市内のあちこちで散見されるわけですが、正確な箇所数の把握には現在至っておりませんが、この4月に委嘱いたしました60名の環境監視員からのパトロール報告によりますと、現在把握しているだけで73カ所あるというふうに報告を受けているところでございます。

3番目に、市のこれまでの対応とこれからの取り組みについてのお尋ねでございました。放置自動車への対応につきましては、原因者等が事業所の場合は自動車リサイクル法にのっとりまして県の指導を仰ぎながら善処方対応しております。

地域内での取り組みの経緯や事情で行政側と地域住民、廃棄物処理事業者間で共同して撤去作業を行

い解決した事例もございます。土地の管理者や所有者からの通報によります1台単位の場合では、そのほとんどが不法投棄でありますので、まず所有者の特定に努めまして善処を求めているところでありませぬ。判明しないときは警察に届け出まして対応していますが、それでも所有者を特定できず日常生活や道路交通その他に影響を及ぼすような緊急の場合には、市の方で自動車解体業者などに有料で引き取ってもらっているのが一般的であります。今後も県や警察当局と連携し、指導を仰ぎながら、関係機関、関係各課と共同して対処してまいりたいとそのように考えているところでございます。

4つ目でございますが、野積み防止対策についてのお尋ねがございました。自動車リサイクル法の施行によりまして、新規購入時や車検時のリサイクル料金の支払いが義務化されておりますので、販売者や解体事業所サイドを通じての不法投棄の抑制とリサイクルの推進は一定の効果を発揮していくものと考えます。今後は法の施行以前に購入した自動車の所有者がきちんとリサイクル料金を負担して所定の手続を行うよう関係機関とも連携しながらPRしてまいります。

また、農用地、河川、道路、公園などの管理に当たる関係機関、市内部の関係各課との連携を密にしながら放置自動車の一掃に向けて、土地管理者、所有者への注意喚起と併せ、環境監視員によります地域でのパトロール活動の強化を図りながら市民の皆様へのさらなるPRに努めてまいりたいと思っております。次第でございます。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 28番佐々木議員。

28番(佐々木誠議員) 簡単にちょっと、最初申しましたたくさん車が捨ててあるところ、今県の方で頑張ってもらっておりますけれども、市当局の方でも一緒にこう力を合わせて早くなくなるように頑張ってもらいたいと思います。

それから、野積み防止はリサイクル法ができて、これからそんなにはないと思いますが、一旦増えますと、急にばあっと増えてきて手がつけられないというのが今までの例でございます。車のほかにまたいわゆる建築資材とかそういうほかのものも含めてですけれども、いわゆるもとは優良だった土地に置いてその土地が悪くなるという例が今までたくさんありまして、やはり関係機関が絶えずこう注意をして、これは危ないなというときに注意をするようなそういう体制で臨んでほしいという要望でございます。もしご意見があればお伺いしますけれども、以上で終わらせていただきます。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 実際に今増田地区で野積み状態になっている車に関しましては、県の方と協力いたしまして早急に解決に向かいたいと思います。そして増田の花火がきれいに見えるようにしたいと思います。

不法投棄に関しましては、先ほども市長が申しましたけれどもこれから環境監視員の方々に頑張ってもらって、そういう不法投棄の箇所が幾らかでも少なくなるように頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 これで一般質問を終了いたします。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 3時35分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第236号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第2、議案第236号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第236号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事名でございますけれども、特別養護老人ホーム雄水苑の増築工事でございます。本工事は建築本体工事、機械設備、電気設備、特殊基礎工事それぞれでございますけれども、分割発注でございますので、本案件につきましては建築本体工事について議会の議決をお願いするものでございます。

工事場所でございますけれども、横手市雄物川町今宿字末館地内でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額でございますが、2億6,250万円でございます。契約の相手方は、横手市安田字縄手添105番地、株式会社東翔、代表取締役社長石井勝氏でございます。

施設の概要について若干申し上げますけれども、本施設は現在50床の施設でございますけれども、30床、個室型でございますが、増床をお願いいたしまして80床にしようとするものでございます。

建築面積は1,038.17平方メートル、個室の1室当たりの広さでございますが、16平方メートルというふうになってございまして、それぞれ洗面台と居室用の収納スペースが備えつけられておりまして、2室で1カ所の共有でトイレもつけられているというふうなものでございます。

本案件につきましては、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得なければなりませんので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 私どもの方ではない起債といいますが、私の方の委員会の方にこの雄水苑の付託された件があるわけなんですけれども、現実にかこうやって今入札が済んだといいますが、工事請負契約を締結したというふうなことでお聞きしたいのですが、合併特例債から過疎債の方に組み替えをしながら、資金をつかってそしてそれを5億936万3,000円、これを施行していくというような形で今、2億6,250万ですか、これがなったのですけれども、組み替えといいますが、合併特例債がたまたま30床

だと使えないと、その後ほかの方の過疎債の方にそれを充当していこうと、しかしながらもし合併特例債そして過疎債、これが充当しないときにはほかの資金を手当てしていくのだという形のようにありますけれども、たまたま普通、一般にお金をしっかり精査して、どういう起債を使ってそういうことで市の持ち出しは幾らなのだ、だからやってもいいよとこういう感じで今までこう来たものですからお聞きをしたいのですけれども、こういうふうにして発注して、その後委員会付託になっております組み替えの分も審議させていくわけなんですけれども、そこら辺についてはしっかりした見通しはどうかということをまず1つ、お聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 その件に関しては議員がおっしゃるとおり、当初特例債を予定しておりましたが、今過疎債に変更しようと、過疎計画にも計上しようとするものでございます。

それで何の事業でもまずその過疎なら過疎、特例債なら特例債の該当になる適債事業であるのかというのが1つ問題になります。それで今回のホーム、雄水苑の増床工事につきましては、県と事前に協議してございます。それで過疎債につきましては県自体の国からの枠があるわけです。それで各市町村の過疎の事業がいかほどなのかまだ私どもは把握しておりませんが、事前に県とも協議しておりますので、大丈夫だろうと、今のところはそのように思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに。

17番菅原議員。

17番(菅原恵悦議員) はい、わかりました。

それで当初から過疎債で組んでいって早くからこういう事業展開をしていく場合と、今のように途中で合併特例債がだめだから変えていくというふうな中で、例えばいろいろ全国的な視野の中で果たするところその分については、ここに大体このぐらいの過疎債を横手市としては使えるのだからとちゃんとした枠があってこういうふうな形になるのか、それともそういうのは全国の中である程度の金額が消化された場合は遅く来たものはちょっと待ってくれというふうな形になるのかなと、そこら辺ちょっと私、教えていただければありがたいのですけれども。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 先ほど申し上げましたとおり、県の枠は全県で何十億とかその総額はちょっと把握しておりませんが、枠がございます。それで、当初特例債を予定しておりましたが、30床以下がだめだとそういう県とのやりとりの関係で、それではうちの方としてはこういう厳しい財政の折ですので、幾らでも有利な財源を確保したいとそういう県との相談の上で過疎債を充当しようということで協議が調っております。

それで、全県で過疎債を使った工事等があって予算より実際の契約金額が少なくなって、逆に県自体の過疎債が、言葉はちょっと変ですが、余るとそういう場合もございます。そういう場合はより過疎債

の適債的な事業に対してはもっと上積みして各市町村に配分になるとかそういう逆のパターンも実際にはあるとそういうことであります。いずれにせよ県との協議は今までもやっておりますが、十分予定どおりの過疎債が充当できるようにこれからも県と協議してまいりたいなとそのように思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありますか。

18番高安議員。

18番（高安進一議員） 最初に菅原議員の質問を引き継ぐような形ですけれども、確かに今幸いと申しますか、県とのそういう協議がなされて、そういう打ち合わせができていたということではよかったなとは思いますが、前に過疎計画の変更の際にもちょっと質問いたしましたけれども、いろいろなやり方があるかと思いますが、本来私も旧過疎地域でやってこられてきた計画というのは基本計画にあるものはすべて過疎計画に上げておく、そのローリングして変えていくというのもそのときには3月に1年に1回しかなかったわけです。ですから5月、6月とか9月の変更というのは言ってみればそういう場合の避難と申しますか、緊急的な措置かなというような私は認識を持っていますけれども、これかれもそういうことはいろいろ出てくる可能性もありますし、いろいろなそういう起債の振り替えということも行政運営上ないわけではないと思いますので、やはり過疎計画、せっかく該当する時期にも、地域にもありますので、やはり振りかえるための過疎計画を変更するのではなくて、最初からそういう可能性のあるものは全部上げておくというそういうようなことをやはりやるべきではないのかなと実は私は思います。

今度私の本当の質問に入りますけれども、この工事請負契約の締結について、今東翔さんとの契約の内容が出ておりますけれども、この件に関する指名業者の名前、それから予定価格、落札価格、そこら辺のところをもう少しこう詳細にご説明いただきたいと思っております。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 指名業者の方は6社でございます。それで株式会社東翔、それから創和建设株式会社、株式会社大和組、伊藤建設工業株式会社、それから株式会社半田工務店、横手建設株式会社。

それから予定価格は税込みで2億6,775万円でございます。

以上であります。

【「何%」と呼ぶ者あり】

高橋健幸 財務部長 98.03%です。

田中敏雄 議長 ほかに。

18番高安議員。

18番（高安進一議員） まだこの同じような議案が今後2つありますけれども、この次もそういうふうに説明をお願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

議案第237号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第3、議案第237号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第237号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本議案は、工事名が特別養護老人ホーム白寿園の増築工事、建築の本体工事でございます。

本工事も機械設備、電気設備等の分割発注でございまして、当建築本体工事につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

工事の場所でございますが、横手市大森町字菅生田地内。契約の方法ですが、指名競争入札でございます。契約金額は1億5,750万円でございます。契約の相手方は横手市平和町10番30号、株式会社大和組代表取締役大和康範氏でございます。

本施設の概要について若干申し上げますが、建築面積でございますが、1,165.62平方メートルということでございます。本建築工事につきましても個室型でございまして、20室を増床しようとするものでございまして、雄水苑同様1室当たりの面積は16平方メートルということになってございます。またトイレにつきましても2つの部屋に1つ、2室に1カ所のトイレが入口付近に設置されているというものでございます。

指名業者の関係でございますが、本工事につきましても株式会社大和組、伊藤建設工業株式会社、横手建設株式会社、創和建设株式会社、株式会社東翔、株式会社半田工務店の6社というふうになっております。

予定価格に対します落札のこの契約でございますが、96.15%というふうになってございます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

議案第238号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第4、議案第238号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

消防長。

中山栄治 消防長 ただいま議題となりました議案第238号工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

工事名は横手市消防本部指令システム工事でございます。工事場所は横手市前郷字下三枚橋269番地、消防本部2階会議室に設けるものでございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は、3億2,340万円でございます。契約の相手方は、秋田市旭北錦町5番50号、NECネットエスアイ株式会社秋田営業所、所長宋川光春氏でございます。

本案件につきましては、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 指名の業者等をお知らせしたいと思います。

NECネットエスアイ株式会社、それから、沖電気工業株式会社東北支社、それから株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部、この3社でございます。

それから、予定価格ですが税込みで3億8,745万円。落札率は83.5%と、そのようになってございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

田中敏雄 議長 日程第5、請願・陳情であります。お手元に配付いたしております文書表の所管の委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月15日から22日までの8日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月15日から22日までの8日間休会することに決定いたしました。

6月23日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時55分 散会

